# 第6次宇都宮市障がい者福祉プラン <br> （令和 6 年度～令和 11 年度） 

令和6年2月
宇 都 宮 市

## 「障がい」の「がい」という表記について

「障害」の「害」の字には，「わざわい」「さまたげ」などの意味があり，「ひと」に対して用 いることが好ましくないことから，本市では市民の目に触れる文書について，「害」の字の表記 をひらがなに改めています。

このため，本プラン及び本計画につきましても，法令名や固有名詞を除き，「がい」の字を用 いています

## は じ め に

宇都宮市では，平成 30 年度に「第 5 次宇都宮市障がい者福祉 プラン」を策定し，基本理念として掲げた「障がいのある人が住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと安心して暮らせる 共生社会の実現」を目指して，福祉•教育•保健•医療•雇用など，幅広い分野にわたる障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきたところであります。


さて，「東京2020パラリンピック」や「第22回全国障害者スポーツ大会」の開催 により，障がい者スポーツへの関心が高まりをみせる中，国におきましては，医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援ができるよう，「医療的ケア児支援法」や，障がい者による情報取得•意思疎通に係る施策を推進することを目的とした「障害者情報アクセ シビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行したところであり，令和6年4月に は，事業者の合理的配慮の提供を義務付ける「改正障害者差別解消法」が施行される予定 となっております。

このような中，本市におけるライトライン開業等による公共交通ネットワークの充実な どを踏まえ，社会参加活動の一層の促進を図るとともに，親なき後を見据えた住まいの場 の確保や乳幼児期からの切れ目のない支援，障がいへの理解の一層の促進などを図るた め，障がい福祉サービス等の利用者や事業者に対するアンケート調査，当事者団体との意見交換などを行いながら，「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」•「第7期宇都宮市障 がい福祉サービス計画•第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」を一体的に策定いた しました。

本計画では，地域共生社会の実現に向け， 3 つの基本目標として「自分らしく生き生き と自立して暮らせる社会の実現」，「乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現」，「互いに尊重し支え合ら暮らしやすい社会の実現」を掲げ，障がい福祉施策に取り組んでまいりますので，引き続き，関係者の皆様の御支援と御協力を賜りますよう お願い申し上げます。

結びに，本計画の策定にあたり，専門的な立場から貴重な御意見，御助言をいただきま した宇都宮市社会福祉審議会や宇都宮市子ども子育て会議などの委員の皆様を始め，アン ケート調査や意見交換会，パブリックコメントに御協力をいただきました多くの市民，事業者，関係団体の皆様に心より御礼申し上げます。


## 目次

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨 ..... 1
2 計画の位置づけ ..... 2
3 計画期間 ..... 5
第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題
1 障がい者に係る施策の経緯 ..... 6
2 本市の障がい者の状況 ..... 11
3 「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」の進捗状況及び評価等• ..... 18
4 アンケート調査結果の概要 ..... 26
5 関係団体との意見交換会の結果 ..... 29
6 課題の整理と総括 ..... 31
第3章 計画の基本的な考え方
1 基本理念 ..... 34
2 基本目標 ..... 35
第4章 施策の方向と事業の展開
基本目標1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現
基本施策1 就労支援の充実 ..... 38
基本施策2 文化芸術・スポーツ活動等の推進 ..... 40
基本施策 3 外出•移動支援の充実 ..... 41
基本目標 2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現
基本施策 1 発達支援の充実 ..... 43
基本施策2 相談支援の充実 ..... 46
基本施策3 住まいの場の充実 ..... 47
基本施策 4 保健•医療の充実 ..... 48
基本施策5障がい福祉サービス等の充実 ..... 50
基本目標 3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現
基本施策1 障がいへの理解促進•差別解消の推進 ..... 52
基本施策2 権利擁護の充実 ..... 53
基本施策3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ..... 54
基本施策4施設等のバリアフリーの推進 ..... 56
基本施策 5 災害時支援•地域の多様なネットワーク機能の充実• ..... 57
施策体系 ..... 58
第5章 計画の推進体制
1 計画内容の周知•啓発 ..... 62
2 庁内推進体制 ..... 62
3 庁外推進体制 ..... 62
4 PDCAサイクルによる計画の分析•評価 ..... 62
資料編
－計画の策定体制 ..... 63
－宇都宮市障がい者福祉プラン等策定委員会設置要綱 ..... 64
－策定経過 ..... 66
－宇都宮市社会福祉審議会からの計画策定に係る提言 ..... 67
－利用者•事業所実態調査結果 ..... 75
－障がい福祉サービス等の概要 ..... 99
－障がい児通所支援等の概要 ..... 102
－用語集 ..... 103

本プラン及び本計画における「障害者」•「障がい者」とは，身体障がい，知的障が い，精神障がい，発達障がい，難病，その他の心身の機能の障がいがある方で，障が い及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方をいいます。

また，「障害児」•「障がい児」とは，上記の状態にある 1 8 歳未満の子どもをいい，障がいの有無が明確でないが発達に支援が必要な子どもも含みます。
※ 計画中の年（年度）の表記は，原則として，中長期的•将来的な動向を記述 する場合は，西暦を，近年の動向を記述する場合は和暦を使用し，必要に応じ て西暦と和暦を併記しています。

## 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市では，障がいのある人が住み慣れた地域で，いつまでも自分らしく生き生きと安心 して暮らせるよう，平成 30 年 3 月に「第 5 次宇都宮市障がい者福祉プラン」（以下，「第 5 次プラン」という。）を策定するとともに，令和 3 年 3 月に身近な地域で暮らしを支援す るサービスの安定的な確保を図るための「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画」（以下，「第 6 期サービス計画」という。）及び「第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」 （以下，「第2期障がい児計画」という。）を一体的に策定し，本市の社会資源を活用しな がら，障がいのあるすべての人が住み慣れた地域でライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられる体制づくりに取り組んできたところです。

そのような中，特に重点課題として，親なき後や施設入所者の重度化•高齢化などの課題に取り組むとともに，全国障害者スポーツ大会のレガシーを継承しつつ，ライトライン開業やノンステップバスの導入などによる公共交通の充実等に伴い，社会参加活動の更な る促進が求められております。

国においては，増加する医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援ができるよう，令和 3 年 9 月に「医療的ケア児支援法」を施行するとともに，障がい者による情報取得•意思疎通に係る施策を推進することを目的として，令和 4 年 5 月に「障害者情報アクセシ ビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行したところです。また，障がいを理由 とする差別の解消の一層の推進を図るため，令和6年4月には，事業者の合理的な配慮の提供を義務付ける「改正障害者差別解消法」が施行される予定となっております。

こうしたことから，近年の社会状況や法施行等を踏まえ，新たに「第6次宇都宮市障が い者福祉プラン」（以下，「第 6 次プラン」という。）を策定するとともに，身近な地域で暮らしを支援するサービスの安定的な確保を図るための「第7期宇都宮市障がい福祉サー ビス計画」（以下，「第7期サービス計画」という。）及び「第3期宇都宮市障がい児福祉 サービス計画」（以下，「第3期障がい児計画」という。）を一体的に策定し，本市の社会資源を活用しながら，障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で，ライフステージに応 じた切れ目のない支援を受けられる体制づくりに取り組みます。

## 2 計画の位置づけ

「第 6 次プラン」は，障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」であ り，本市の障がい福祉施策の基本的な方向性を示し，事業の計画的な推進を図るための計画であります。また，「第 7 期サービス計画」•「第 3 期障がい児計画」は，障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 に定める「市町村障害福祉計画」•「市町村障害児福祉計画」であり，障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの安定的な確保を図るためのもので，「第 6 次プラン」に掲げる障がい福祉サービス等の実施計画とし て位置付けます。

「第 6 次プラン」及び「第 7 期サービス計画」•「第 3 期障がい児計画」は，「第 6 次宇都宮市総合計画後期基本計画」の保健福祉の分野別計画の一つであります。また，保健福祉分野の上位計画である「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」 では，「共に支え合うまち」を「福祉のまちの姿」としているため，それらを踏まえ，本計画においては，地域共生社会の実現に向け，地域の保健•医療•福祉等の関係分野の多様な主体と連携を図りながら，各種施策•事業の推進に取り組みます。
※ なお，「第 6 次プラン」は，障害者文化芸術活動推進法第 8 条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」としての性格も併せ持つものです。


「（出典）『宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン』を一部改編」

さらに，「 S D G s＊」の達成に向け，総合的かつ効果的な取組を推進するために策定し た「宇都宮市 S D G s 未来都市計画」とも整合を図るものとします。

## ※ SDGs（持続可能な開発目標）とは

S D G s とは，2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169のターゲットから構成され，地球上の誰一人とし て取り残さないことを誓っています。SDGsは，日本としても積極的に取り組むこととしており，本市においても「SDGs未来都市」として，全庁を挙げて S D G s を推進しています。

【関連するS D G s のゴール】
（3）すべての人に健康と福祉を
（8）働きがいも経済成長も
（10）人や国の不平等をなくそう



【第 6 次プラン・第 7 期サービス計画•第3期障がい児計画と他計画との関係】


## 3 計画期間

「第6次プラン」の計画期間は，2024（令和 6）年度から2029（令和 11）年度までの 6年間とします。

「第7期サービス計画•第3期障がい児計画」の計画期間は，2024（令和6）年度から 2026（令和 8）年度までの 3 年間とします。

【関連計画の計画期間と改定サイクル】

|  | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 国の <br> 基本計画 | H30～R4（5 年間） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | R5～R9（5 年間） |  |  |  |  |  |  |
| 県の | $\longrightarrow \longrightarrow$ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| プラン | H28～R2（5 年間） |  |  | R3～R5（3 年間） |  |  | R6～R10（5 年間） |  |  |  |  |  |
| 市の | 5 次（6 年間） |  |  |  |  |  | 6 次（6 年間） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |



## 第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

## 1 障がい者に係る施策の経緯

## （1）障害者基本法の改正

障がい者施策の基本となる「障害者基本法」が平成 23 年 8 月に改正され，障がい者 の定義が「身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって，障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるものをいう。」と見直され，難病も障がいの一つに含まれました。

これは，障がい者が日常生活や社会生活で受ける制限は，本人の機能障がいのみに起因するものではなく，社会における様々な障壁によって生ずるとする「社会モデル」 の考え方に基づくものです。

また，障がい者を，「必要な支援を受けながら，自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としてとらえ，障がい者があらゆる分野において分け隔てられ ることなく，他者と共生することができる社会の実現を新たに規定しています。

## （2）障害者総合支援法等の改正

「障害者自立支援法」に代わる新たな法整備として，地域社会における共生の実現 に向け，障がい福祉サービスの充実など，障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法」が平成 25 年 4 月に施行されました。

また，令和 4 年 12 月に障害者総合支援法等の一部が改正され，障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により，障がい者等の希望する生活を実現するため，「就労選択支援」の創設や精神科病院における虐待を発見した場合の通報義務化，難病患者等 の「登録者証」の発行などが定められました。

## （3）児童福祉法の改正

平成 22 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立し，「児童福祉法」が改正され，平成 24 年 4 月から障がいのあ る児童が身近な地域で適切な支援が受けられるよう，従来の障がい種別で分かれていた体系（給付）について，通所•入所の利用形態の別による一元化などが行われました。

また，令和 4 年 6 月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し，児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化や，障がい種別にかかわらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型，医療型）の一元化を行うことなどが定められました。

## （4）障害者権利条約の批准

国では，「障害者権利条約 ${ }^{* 1}$ 」の締結に必要な障がい者に係る制度改革を推進するた め，内閣に「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」を設置 し，我が国の障がい者に係る制度の集中的な改革についての議論がなされ，平成 22 年 6 月に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定されまし た。

基本的な考え方は，障がいの有無にかかわらず，相互に個性と多様性を尊重し，人格 を認め合う共生社会を実現することを掲げ，「障害者基本法」や「障害者総合支援法」 をはじめとする関連法の改正が行われ，平成 23 年には「障害者虐待防止法」，平成 25 年 には「障害者差別解消法」が成立し，批准に必要な国内法の整備が整い，平成 26 年 1 月 20 日に国連事務局に批准書が寄託され，同年2月19日に障害者権利条約が我が国につ いて効力を発生しました。

なお，令和 5 年 1 月現在，締約国•地域数は 186 となっています。

## ※1 障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し，障がい者の尊厳の尊重を促進することを目的 として，障がい者の権利の実現のための措置等について規定するものです。

条約の締結により，我が国において，障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化され，人権尊重についての国際協力が一層強化されることとなりました。

## （5）国の計画等の策定

## （1）第5次障害者基本計画の策定

国の障がい者施策の最も基本的な計画として，障害者基本法第11条に基づき，障 がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図る ことを目的として，令和 5 年 3 月に策定され，令和 5 年度から 5 年間を計画期間と しています。

## ＜主な内容〉

（1）差別の解消，権利擁護の推進及び虐待の防止
（2）安全•安心な生活環境の整備
（3）情報アケセンビ师イの向上及び意思疎通支援の充実
（4）防災，防犯等の推進
（5）行政等における配慮の充実
（6）保健•医療の推進
（7）自立した生活の支援•意思決定支援の推進
（8）教育の振興
（9）雇用•就業，経済的自立の支援
（10）文化芸術活動・スポーツ等の振興

## （2）基本指針の改正

市町村•都道府県が障害福祉計画•障害児福祉計画において必要な目標やサービス の見込み量を設定するに当たつての基本的な指針として，令和5年5月に改正され，令和 6 年度から 3 年間を対象期間としています。
＜成果目標＞
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
（3）地域生活支援の充実（一部新規）
（4）福祉施設から一般就労への移行等（一部新規）
（5）障がい児支援の提供体制の整備等（一部新規）
（6）相談支援体制の充実•強化等（一部新規）
（7）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## （6）雇用•就業

平成 25 年 6 月に改正された「障害者雇用促進法」により，雇用の分野における障が いを理由とする差別の禁止や，障がい者が職場で働くに当たつての支障を改善するた めの措置（合理的配慮の提供）について定められ，平成 28 年 4 月から施行されるとと もに，平成 30 年 4 月からは，法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることにな りました。「障害者雇用率」は，令和 6 年 4 月より，民間事業主は $2.5 \%$（現行 $2.3 \%$ ），国•地方公共団体等は $2.8 \%$（現行 $2.6 \%$ ），教育委員会は $2.7 \%$（現行 $2.5 \%$ ）とそれ ぞれ引き上げられ，令和 7 年 4 月までに，更に $0.2 \%$ 引き上げとなります。

また，令和2年4月に「改正障害者雇用促進法」が施行され，国等が率先して障が い者を雇用する責務の明確化や地方自治体における「障がい者活躍推進計画」作成の義務化のほか，障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度が創設され ました。

## （7）文化芸術

文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ること等 を目的として，平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され，障がいの有無にかかわらず，文化芸術を鑑賞，参加，または創造することが できるよう，障がい者による文化芸術活動を幅広く推進することなどが定められました。

また，視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的 として，令和元年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され，アクセシブル電子書籍等（デイジー図書•音声読上げ対応の電子書籍・オー

ディオブック等）が視覚障がい者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み，その普及が図られるとともに，視覚障がい者等の需要を踏まえ，引き続き，アクセシブル な書籍が提供されることなどが定められました。

## （8）スポーツ

障がい者を対象としたもうひとつのオリンピックと言われるパラリンピックは，当初はリハビリテーションのためのスポーツであつたものですが，現在はアスリートに よる競技スポーツへと発展しており，令和 3 年には，「東京 2020 パラリンピック」が開催されました。

また，令和 4 年には，障がいのある選手が，競技等を通じ，スポーツの楽しさを体験するとともに，国民の障がいに対する理解を深め，障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として，「第22回全国障害者スポーツ大会（いちご一会とち ぎ大会）」が栃木県で開催されました。

## （9）教育

平成 23 年の「障害者基本法」の改正において，障がいのある児童生徒が年齢及び能力に応じ，その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう，可能な限り障がいのな い児童生徒と共に教育を受けられるよう，必要な施策を講じることが求められていま す。（インクルーシブ教育の推進）

これを踏まえ，平成 25 年には「学校教育法施行令」が改正され，特別支援学校の就学基準に該当する障がいのある子どもは，原則，特別支援学校に就学するという，従来の就学決定の制度が改められ，市町村の教育委員会が，個々の障がいの状況や本人•保護者の意向を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する制度になりました。

## （10）就学前の障がい児の発達支援の無償化

令和元年 10 月より， 3 歳から 5 歳までの障がい児を支援するため児童発達支援，医療型児童発達支援，居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援，福祉型障がい児入所施設，医療型障がい児入所施設の利用者負担が無償化されました。

## （11）「医療的ケア児支援法」の施行

令和 3 年 9 月より，医療的ケア児及びその家族に対する支援は，医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われるなど，個々の医療的ケア児の年齢，必要とする医療的ケアの種類

及び生活の実態に応じて，かつ，医療，保健，福祉，教育，労働等に関する業務を行 ら関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に，切れ目なく行われなければならな いものとされました。

## （12）障害者差別解消法の改正

「障害者基本法」に規定された「差別の禁止」を具体化するものであり，全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合い ながら共生する社会の実現に資することを目的に，平成 25 年 6 月に成立し，平成 28年 4 月から施行されました。

この法律は，障がい者であることのみを理由として，正当な理由なく，障がい者に対する商品やサービスの提供を拒否するような不当な差別的取扱いを禁止するととも に，乗り物への乗車に当たっての職員等による手助けや，筆談•読上げ等の障がい特性に応じたコミュニケーション手段による対応などの，合理的配慮 ${ }^{*}$ の の提供を定めて います。

対象とする分野は，教育，医療，福祉，公共交通などあらゆる分野を対象としてい ますが，雇用の分野は，「障害者雇用促進法」に委ねられています。

また，令和 3 年 5 月に「障害者差別解消法」が改正され，事業者による社会的障壁 の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化，国及び地方公共団体の連携協力の責務が追加されました。（令和 6 年 4 月施行予定）

## ※2 合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取 り除くため，個々の障がい者から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合 において，個別の状況に応じて講じられるべき便宜

## （13）「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行＊3

全ての障がい者が，あらゆる分野の活動に参加するためには，情報の十分な取得利用•円滑な意思疎通が極めて重要であり，障がい者による情報の取得利用•意思疎通 に係る施策を総合的に推進し，共生社会の実現に資することを目的に，令和4年5月 に施行されました。

この法律では，情報の取得利用•意思疎通について，障がいの種類•程度に応じた手段を選択できるようにすることや，障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点 において取得できるようにすることなどが定められております。

## 2 本市の障がい者の状況

## （1）人口と障がい者手帳所持者の状況

本市における障がい者手帳所持者は，25， 063 人（令和 5 年 3 月 31 日現在）と年々増加傾向にあり，特に，精神障がい者保健福祉手帳所持者の伸び率が高い傾向にありま す。また，障がい者手帳所持者の本市人口に占める割合は，令和5年3月31日現在で 4． $88 \%$ となっています。（複数の障がい者手帳を所持している場合は，障がい者手帳の種類ごとに人数を集計）

なお，令和 5 年度の「障害者白書」によれば，全国の障がい者の数は，身体障がい者 436 万人，知的障がい者 109 万 4 千人，精神障がい者 614 万 8 千人で，国民のおよ そ $9.2 \%$ となっています。
※ 「障害者白書」における身体障がい者数及び知的障がい者数は，「生活のしづらさ に関する調査」に基づき推計されたものです。また，精神障がい者数は，医療機関を利用した精神疾患のある患者数に基づくものです。
＜障がい者手帳所持者の推移＞
単位：人（毎年度末現在）

|  | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 身体障がい者手帳 | 15,157 | 15,024 | 15,291 | 15,337 | 14,968 |
| 療育手帳 | 4,223 | 4,394 | 4,560 | 4,729 | 4,774 |
| 精神障がい者保健福祉手帳 | 3,946 | 4,272 | 4,512 | 4,839 | 5,321 |
| 合計（A） | 23,326 | 23,690 | 24,363 | 24,905 | 25,063 |
| 宇都宮市人口（B） | 518,470 | 517,865 | 517,327 | 514,708 | 513,264 |
| 対人口比（A／B） | $4.50 \%$ | $4.57 \%$ | $4.71 \%$ | $4.84 \%$ | $4.88 \%$ |


（2）身体障がい者手帳所持者の状況
身体障がい者手帳所持者数は，横ばいで推移しており，令和5年3月31日現在で 14， 968 人となっています。障がいの種類別にみると，「肢体不自由」が最も多く （ 6,666 人），全体の約半数を占めています。
また，障がいの等級別にみると，重度の障がい者（ $1 \cdot 2$ 級）が全体の約半数を占め，特に内部機能障がい（心臓，じん臓，肝臓，免疫など）が年々増加しています。

これらのうち， 18 歳未満の児童の手帳所持者は 306 人となっており，また， 65 歳以上 の手帳所持者が $70 \%$ 以上を占め，高齢者の占める割合が高くなっています。

【身体障がい者手帳所持者の推移（障がいの部位別）】【身体障がい者手帳所持者の推移（障がい者•児別）】


【障がい部位別（R4）】



【等級別構成比（R4）】


## （3）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は，他の手帳所持者同様に年々増加傾向にあり，令和5年3月31日現在で 4,774 人となっています。特に，B2（IQ51～70 程度の軽度知的障がい）の手帳所持者の伸び率が高い状況です。

このうち 18 歳未満の手帳所持者は 1,274 人，程度別では全体に比べ，A 1 が 141人，A2 が 203 人，B 1 が 285 人，B 2 が 645 人と軽度知的障がい者が多いが， 2 年に 1度の再判定により変化しています。
※療育手帳の区分
A1 最重度知的障がい A2 重度知的障がい B1 中度知的障がい B2 軽度知的障がい

【療育手帳所持者数の推移（障がいの程度別）】
【療育手帳所持者数の推移（障がい者•児別）】



【程度別構成比（R4）】


## （4）精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は，近年，特に増加傾向にあり，令和5年3月 31 日現在で 5,321 人となっており，特に 2 級（日常生活に著しい支障がある）の手帳所持者の伸び率が高く，手帳所持者の約 6 割を占めています。

18 歳未満の手帳所持者は 94 人であり，知的障がいを伴わず療育手帳に該当しない発達障がい者や薬物治療が必要なてんかん患者も含まれています。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）】【精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（障がい者•児別）】


【程度別構成比（R4）】


## （5）難病患者等の状況

難病の患者に対する医療費助成は，良質かつ適切な医療の確保を図ることを目的と して，平成 27 年 1 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され，現在，対象疾患は 338 疾患に拡大され，年々受給者は増加しています。
＜指定難病医療費助成事業の受給者数の推移＞

|  | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 受給者数 | 4,135 人 | 3,980 人 | 4,193 人 |

## （6）小児慢性特定疾病患者等の状況

小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成は，治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となり，これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるた め，国において小児慢性特定疾病の研究事業として給付しています。対象疾患は，年々拡大され令和 2 年度までは 762 疾患，令和 3 年 11 月からは 788 疾患に増えていま す。
＜小児慢性特定疾病医療費助成事業の受給者数の推移＞

|  | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| ---: | ---: | ---: | ---: |
| 受給者数 | 579 人 | 588 人 | 550 人 |

## （7）発達障がい児の状況

自閉スペクトラム症（A S D）や学習障がい（L D），注意欠如多動症（A D H D） などの発達障がいは，その症状や特性が一人ひとり違い，また，知的障がいを伴う児童 もいるため，その判断及び人数を特定することは難しいのが現状ですが，本市が実施し ている診療検査事業において，発達障がいの診断を受けた児の数は，年々増加傾向にあ り，令和 2 年度から令和 4 年度では 109 人増加しています。

〈本市の診療検査事業において発達障がいの診断を受けた未就学児数の推移〉

|  | 令和2年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 発達障がい児数 | 718 人 | 780 人 | 827 人 |

## （8）医療的ケア児の状況

医療技術の進歩等を背景として，多くの子どもの生命が救われる一方で，N I C U （新生児特定集中治療室）等に長期間入院した後，引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用することや，たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が増加しています。

また，従来は入院や施設で生活していた医療的ケア児が，自宅のある地域に戻り療養生活を送ることも増えてきています。そして，訪問診療や訪問看護といった在宅医療サービス，日常生活用具の給付，移動支援などの福祉サービスを利用し，身近な地域での保育や教育の場において日常生活を送っています。

令和 3 年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行された ことに伴い，本市においては，「医療的ケア児在宅レスパイト事業」や「医療的ケア児等福祉手当」の創設により，医療的ケア児への支援が充実してきています。

令和 5 年度に栃木県が実施した実態調査（20 歳未満）では，本市の在宅医療的ケア児は 96 人で，令和 2 年調査の 68 人に比べ増加傾向であり，年齢別では， $0 \sim 6$ 歳が最 も多く， 47 人（ $49.0 \%$ ），となっております。また，医療的ケアの内容は，「経管栄養」が 53 人（ $55.2 \%$ ）と最も多く，次いで「たん吸引」が 49 人（ $51.0 \%$ ），「酸素吸入」が 38 人（ $39.6 \%$ ），「気管切開」が 30 人（ $31.3 \%$ ），人工呼吸器を必要とする児童 が 24 人（ $25.0 \%$ ）です。
＜医療的ケア児数（ケアの重複あり）＞

| 年齢 | 人工 <br> 呼吸器 | たんの <br> 吸引 | 経管 <br> 栄養 | 酸素 <br> 吸入 | 導尿 | 気管 <br> 切開 | 実人数 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| $0 \sim 6$ 歳 | 9 人 | 21 人 | 27 人 | 17 人 | 3 人 | 12 人 | 47 人 $(49.0 \%)$ |
| $7 \sim 12$ 歳 | 9 人 | 20 人 | 18 人 | 15 人 | 3 人 | 11 人 | 37 人 $(38.5 \%)$ |
| $13 \sim 15$ 歳 | 2 人 | 4 人 | 4 人 | 2 人 | 1 人 | 4 人 | 8 人 $(8.3 \%)$ |
| $16 \sim 19$ 歳 | 4 人 | 4 人 | 4 人 | 4 人 | 0 人 | 3 人 | 4 人（ $4.2 \%)$ |
| 合 計 | 24 人 | 49 人 | 53 人 | 38 人 | 7 人 | 30 人 | 96 人（ $100.0 \%)$ |

## （9）障がい福祉サービス給付費及び利用者数

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用に係る利用者数は年々増加傾向にあり，平成 30 年度から令和 4 年度では約 $23 \%$ 増加し，令和 4 年度において 4,970 人 となっています。

また，障がい福祉サービスの提供に係る経費も同様に増加傾向にあり，平成 30 年度か ら令和 4 年度では約 $37 \%$ 増加し，令和 4 年度において約 97 億 3 千万円となっています。
＜障がい福祉サービス給付費及び利用者数の推移＞


## （10）障がい児通所給付費及び利用者数

児童福祉法に基づく障がい児通所サービスの利用に係る利用者数は年々増加傾向に あり，平成 30 年度から令和 4 年度では約 1.8 倍に増加し，令和 4 年度において 2,191 人 となっています。

また，障がい児通所サービスの提供に係る経費も同様に増加傾向にあり，平成 30 年度 から令和 4 年度では約 2.3 倍に増加し，令和 4 年度において約 33 億 4 千万円となって います。
＜障がい児通所給付費及び利用者数の推移＞


3 「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」の進捗状況及び評価等

## （1）評価について

第5次プランでは， 3 つの基本目標を定めるとともに，基本目標の達成度を評価する ため，「成果指標」を設定しています。

また，基本目標の達成に向け，基本施策ごとに「施策指標」を設定するほか，効果的 な 21 取組を進行管理対象取組に位置づけ，評価し，毎年，社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会へ報告してきました。

## （2）評価の考え方

下記の評価基準により，基本目標における「成果指標」や「施策指標」の達成度 （現状値／目標値）を評価するとともに，進行管理対象の取組実績を評価しました。

| 区分 | 評価 |
| :---: | :---: |
| 達成率 $100 \%$ 以上 または <br> 取組内容を実施 | A 順調 |
| 達成率 $70 \%$ 以上 $100 \%$ 未満 または <br> 取組内容を二部実施•検討 | B 概ね順調 |
| 達成率 $70 \% 未$ 未満 または <br> 取組内容に未着手 | C やや遅れている |

## （3）各基本目標の評価

## 基本目標1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

【成果指標：就労，製作活動，自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $65.4 \%$ | $70.0 \%$ | $65.6 \%$ | $93.7 \%$ | B |

基本施策1 就労支援の充実
【施策指標：一般就労への移行者数】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 71 人 | 127 人 | 97 人 | $76.4 \%$ | B |

【施策指標：就労継続支援事業所における平均工賃月額】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 16,293 円 | 20,000 円 | 17,895 円 | $89.4 \%$ | B |

## 基本施策2 社会参加活動の充実

【施策指標：文化・スポーツ講座，交流活動等に参加している障がい者数】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 23,340 人 | 23,590 人 | 17,425 人 | $73.9 \%$ | B |

【施策指標：ボランティア養成講座受講者数】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 316 人 | 349 人 | 252 人 | $72.2 \%$ | B |

## 基本施策3 外出•移動支援の充実

【施策指標：外出•移動支援サービスに満足している障がい者の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $51.2 \%$ | $70.0 \%$ | $56.6 \%$ | $80.1 \%$ | B |

進行管理対象取組の評価

| 取組名 | 実績 | 評価 |
| :--- | :--- | :---: |
| 障がい者就職サポートの推進 | 「就職ガイダンス」の開催，「就労体験」 <br> の新規実施 | B |
| エ賃向上支援事業の充実 | 「わく・わくショップU」における製品 <br> 販売，大型商業施設におけるマルシェ等 <br> の販売会の実施，「福祉的就労業務開拓• <br> マッチング事業」の実施 | B |
| 全国障がい者スポーツ大会の開催 | 国体と連携した広報，県や団体と連携し <br> た大会の開催 | A |
| ボランティアの協カによる社会参 |  |  |
| 加活動の促進 | ボランティア活動の入門講座の土曜実 <br> 施，団体と連携した専門的知識を深める <br> 講座の実施 | B |
| 外出•移動支援サービスの充実 | 「個別支援型」，「グループ支援型」の移 <br> 動支援の実施 | A |
| 通学•通所における移動支援の推進 | 「移動支援事業」における移動介護，「通 <br> 学通所支援」の実施 | A |

## ＜評価•課題等＞

【成果指標について】
－B評価となっており，「就労•製作活動•自立訓練などの日中活動をしている障 がい者の割合」の現状値が $65.6 \%$ と横ばいの状況であり，今後も引き続き，自立し た日常生活や社会生活を送ることができる環境づくりを推進する必要があります。

【施策指標について】
－すべてB評価であり，特に社会参加の項目では，新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ていますが，令和 5 年 5 月に「 5 類感染症」へ移行したことから，社会参加への意欲が向上していくと想定され，今後も引き続き，文化・スポーツ活動等の社会参加への支援の充実を図る必要があります。

【進行管理対象取組について】
－概ね順調な進捗状況となっていますが，「障がい者就職サポートの推進」では，障 がい者が個々の特性に応じた就労先を見つけられるよう，就労体験や就職ガイダン スにおける参加企業等の拡大に取り組むなど，障がい者の経済的自立に向け，障が い者の就職に繋がる機会の創出や障がい者と雇用する側との相互理解の促進を図 る必要があります。
－「外出•移動支援サービスの充実」では，新たに複数の障がい児•者への同時支援を行う「グループ支援型」などを実施したところでありますが，基本施策3「外出•移動支援の充実」の施策指標「外出•移動支援サービスに満足している障がい者の割合」の目標値に届かなかったことから，更なる外出•移動支援の充実に取り組む必要があります。

## 基本目標2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

【成果指標：将来の生活に不安を感じている障がい者の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $51.3 \%$ | $40.0 \%$ | $40.1 \%$ | $99.8 \%$ | B |

## 基本施策1 発達支援の充実

【施策指標：特別支援教育の推進において，一人ひとりの教育的ニーズを把握し，実態 に応じた指導を実践している教員の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $95.9 \%$ | $100.0 \%$ | $99.0 \%$ | $99.0 \%$ | B |

【施策指標：計画相談支援を利用している障がい児の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $35.0 \%$ | $70.0 \%$ | $34.5 \%$ | $49.3 \%$ | C |

## 基本施策2 相談支援の充実

【施策指標：困っているときに相談できる場所を知っている障がい者の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $95.9 \%$ | $100.0 \%$ | $92.7 \%$ | $92.7 \%$ | B |

## 基本施策3 住まいの場の充実

【施策指標：現在の住まいに満足している障がい者の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $59.5 \%$ | $75.0 \%$ | $55.6 \%$ | $74.1 \%$ | B |

【施策指標：グループホームの棟数】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 62 棟 | 114 棟 | 154 棟 | $100.0 \%$ | A |

## 基本施策4 保健•医療充実

【施策指標：医療やリハビリテーションについて満足している障がい者の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $82.1 \%$ | $86.0 \%$ | $90.1 \%$ | $100.0 \%$ | A |

## 基本施策5 障がい福祉サービス等の充実

## 【施策指標：障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $87.5 \%$ | $92.0 \%$ | $91.2 \%$ | $99.1 \%$ | B |

【施策指標：障がい児福祉サービスに満足している障がい児の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $78.7 \%$ | $84.0 \%$ | $86.8 \%$ | $100.0 \%$ | A |

進行管理対象取組の評価

| 取組名 | 実績 | 評価 |
| :--- | :--- | :---: |
| 発達支援ネットワーク事業の充実 | 「医療的ケア児支援のための手引書」の作 <br> 成•配付，事業所等及び医療的ケア児の支 <br> 援に係る実務者との意見交換会の実施 | A |
| 障がい児通所支援事業の推進 | 迅速な給付の要否決定，請求に対する適正 <br> な審査と給付費の支払い | A |
| 学校組織の対応カ強化と教員の指 <br> 導力の向上 | 指導主事や学校生活適応支援アドバイザー <br> 等による学校訪問，通級指導教室担当者へ <br> の研修会を実施 | A |
| 地域生活支援体制の整備 | 地域生活支援体制の整備，運用状況の検証 | A |
| 地域における相談支援体制の充実 | 緊急時相談支援事業開始，ブロック別研修 <br> の実施，障がい者生活支援センターの増設 | A |
| グループホームの設置促進 | 障がい者福祉施設整備費補助金，グループ <br> ホーム設置費及び設置促進事業補助金の交付 | A |

第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

| 取組名 | 実績 | 評価 |
| :--- | :--- | :---: |
| 精神障がい者の地域生活への移行 <br> 促進 | 県の地域移行ワーキンググループに参画， <br> 自立支援協議会に「精神障がい者地域移 <br> 行•定着支援部会」を設置•開催 | B |
| 障がい福祉サービス等の充実 | 法定サービスや地域生活支援事業の実施， <br> 「重度障がい者等就労支援特別事業」の開始 | A |
| 計画相談支援の推進 | 円滑なサービス等利用計画の作成，県の <br> 「相談支援従事者初任者研修」の受講勧奨 | A |

【成果指標について】
－B 評価で概ね順調な進捗状況となっていますが，「将来の生活に不安を感じている障がい者の割合」の現状値が $40.1 \%$ であるため，今後も引き続き，自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくりを推進する必要があります。

## 【施策指標について】

－概ね順調な状況ですが，「計画相談支援を利用している障がい児の割合」は，目標値を下回りC評価となっているが，「障がい児福祉サービスに満足している障がい児 の割合」の施策指標からは，障がい児の状況に応じた一定の支援は受けられている とみられることから，今後もより専門的な視点から一人ひとりの状況に適したサー ビス利用ができるよう，引き続き，保護者の計画相談支援の利用促進に取り組んで いく必要があります。
－「住まいの場の充実」については，「グループホームの棟数」が目標値を大きく上回る一方で，アンケート調査において，約 7 割の方が重度の障がい者を受け入れる ことができる住まいの場の確保が必要と回答しています。また，団体との意見交換 におきましても，複数の団体から，重度の障がい者を受け入れることができるグル ープホームを増やしてもらいたいとの意見があり，引き続き，住まいの場の充実に取り組んでいく必要があります。

## 【進行管理対象取組について】

－「精神障がい者の地域生活への移行促進」の目標である「精神障がい者地域移行•定着支援部会」を達成しましたが，令和 2 年に策定したサービス計画にお いて，精神障がい者の地域移行について，「精神障がい者の地域移行に係る目標 を設定し，関係者が情報共有や連携を図りながら，支援を実施すること」を目標としており，目標達成に向け，引き続き，取り組んでいく必要があります。

## 基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

【成果指標：日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $62.9 \%$ | $50.0 \%$ | $57.6 \%$ | $86.8 \%$ | B |

基本施策1 障がい者への理解促進
【施策指標：障がい者シンボルマーク等の認知度】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $48.2 \%$ | $61.0 \%$ | $49.5 \%$ | $81.1 \%$ | B |

【施策指標：障がいのある人に対して，障がいを理由とする差別や偏見があると感じ ている人の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $64.3 \%$ | $58.0 \%$ | $29.4 \%$ | $100.0 \%$ |

## 基本施策2 権利擁護の充実

【施策指標：「成年後見制度」を知っている障がい者の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $46.5 \%$ | $63.0 \%$ | $44.5 \%$ | $70.6 \%$ | B |

## 基本施策3 バリアフリ一の推進

【施策指標：障がい者のための各種奉仕員養成講座の修了者数】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 76 人 | 88 人 | 67 人 | $76.1 \%$ |

基本施策4 災害時支援•地域の多様なネットワークの充実
【施策指標：災害時要援護者支援班設置地区における台帳共有地区数】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 28 地区 | 39 地区 | 34 地区 | $87.2 \%$ | B |

（O）進行管理対象取組の評価

| 取組名 | 実績 | 評価 |
| :---: | :--- | :---: |
| 障がいを理由とする差別解消の促進 | ヘルプマーク・ヘルプカードの配付，合理 <br> 的配慮の促進に係る動画放映，障がい者手 <br> 帳アプリの導入 | A |
| 障がい特性に応じた配慮の促進 | 障がいについての研修•出前講座の実施 | A |

第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

| 取組名 | 実績 | 評価 |
| :--- | :--- | :---: |
| 障がい者虐待防止に関する事業の <br> 推進 | 虐待防止に関する周知，緊急一時保護事業 <br> の実施 | A |
| 意思疎通支援の充実 | 音訳，点訳，手話奉仕員の養成講座開催 | A |
| 災害時要援護者支援事業の推進 | 制度理解のための地区説明会，名簿更新 | B |
| 自立支援協議会の活動の充実 | 自立支援協議会の全体会•各部会の開催 | A |

## ＜評価•課題等＞

【成果指標について】
－B評価であり，概ね順調な進捗状況となっていますが， $57.6 \%$ の障がい者が社会的障壁を感じていることから，引き続き，互いに尊重し支え合ら暮らしやすい社会 の実現に向けた取組が必要です。

【施策指標について】
－「障がい者シンボルマーク等の認知度」及び「成年後見制度を知っている障がい者の割合」が計画策定時の数値を下回っており，更なる障がい者への理解促進や成年後見制度の周知を図る必要があります。
－「障がい者のための各種奉仕員養成講座の修了者数」については，新型コロナウ イルス感染症の影響により，計画策定時の数値を下回っていますが，「5 類感染症」 への移行や障がい者の情報取得•利用等を推進する法律が制定されたことを踏まえ，更なる情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

【進行管理対象取組について】
－概ね順調な進捗状況となっていますが，「災害時要援護者支援事業の推進」では，災害時要援護者支援制度の台帳共有地区数について，計画策定時の 28 地区から 34 地区まで整備できたものの，目標とする全 39 地区に届かなかったことから，引き続き，事業推進に取り組んでいく必要があります。

## （4）計画全体の評価について

- 3 つの成果指標は，いずれも B 評価となっています。
- 18 の施策指標については， A 評価が $4, ~ \mathrm{~B}$ 評価が 13 ， C 評価が 1 で，全体として概ね順調な進捗状況となっています。
－進行管理対象取組については，A評価の取組が $76.2 \%$ ，B評価の取組が $23.8 \%$ で あり，予定どおり順調に取り組むことができました。
－目標に到達しない取組について，目標値の達成に向け，積極的に取組を推進すると ともに，次の（5）に記載する課題について取組んでいく必要があります。
（5）計画全体の課題について


## ア 就労支援について

－障がい者の経済的自立に向け，障がい者の就職に繋がる機会の創出や障がい者 と雇用する側の相互理解の促進が必要

## イ 社会参加活動について

－文化芸術・スポーツ活動等の社会参加への支援の充実が必要
ウ 外出•移動支援について
－社会参加の促進に向け，更なる外出•移動支援の充実が必要

## エ 地域移行•住まいの場について

－障がい者の重度化•高齢化や親なき後への対応を図るため，更なる住まいの場の確保が必要
オ 療育について
－一人ひとりの状況に適したサービス利用ができるよう障がい児の保護者の計画相談支援の利用促進が必要

## 力 障がいへの理解促進•権利擁護について

- 幼少期からの障がい者への理解促進や成年後見制度の周知が必要
- デジタル活用等による情報アクセシビリティの向上が必要

キ 災害対策について
－適切な避難等ができるよう災害時要援護者支援事業の推進が必要

## 4 アンケート調査結果の概要

「第 6 次プラン」及び「第 7 期サービス計画•第 3 期障がい児計画」の策定にあたり，障がい者の生活状況やサービス等に関する現状と今後の意向を把握し，各種施策や事業の基礎資料とするため，障がい福祉サービス等利用者•事業者向けアンケートを令和 5 年 5月にそれぞれ実施し，以下のような意向等が得られました。

## （1）障がい福祉サービス等利用者向けアンケート（1， 233 人回答）

## ア 介護者•今後の生活について

－主な介護者
「父母•祖父母•兄弟」 $47.9 \%$ ，「ホームヘルパーや施設職員」 $13.0 \%$
－主な介護者の年齢
「60歳以上」が $36.4 \%$（介護者の高齢化）
－地域移行や親なき後の備えのために必要な支援
「経済的な負担の軽減」 $59.2 \%$ ，
「必要な在宅サービスが適切に受けられること」 $58.3 \%$ ，
「障がい者に適した住居の確保」 $51.0 \%$ ，「相談する相手が身近にいること」 $49.9 \%$
－スマートフォンなどの携帯電話やタブレット端末の所持率
「18歳以上の障がい者の所持率」 $61.1 \%$

## イ 就労について

－就労支援で必要なこと
「職場の障がい者への理解」 $56.2 \%$ ，「通勤手段の確保」 $47.6 \%$

## ウ 相談等について

－相談する時に困っていること「特にない」が $46.0 \%$ ，「相談先がわかりづらい」 $23.2 \%$ ，「身近なところで相談ができない」 $14.2 \%$
－日常生活や社会生活で困っていること「将来の生活のこと」 $40.1 \%$ ，「経済的なこと」 $23.0 \%$

## エ 障がい福祉サービス等について

－満足の割合
「児童発達支援」 $79.0 \%$ ，「施設入所支援」 $78.9 \%$ ，
「地域活動支援センター」 $72.7 \%$ ，「放課後等デイサービス」 $71.2 \%$
－不満の割合
「短期入所（ショートステイ）」 $37.3 \%$
※理由 「利用できる施設が少ない」 $80.0 \%$ ，「利用したいときに利用できない」 $62.5 \%$
－利用したいが，利用できていないサービス
「ある」 $21.2 \%$
※「短期入所」 $30.7 \%$ ，「移動支援」 $18.0 \%$ ，「共同生活援助」 $9.2 \%$

## オ 今後のサービスの充実について

－サービスへの要望
「家族などの体調不良などの緊急時に利用できる施設を充実して欲しい」 $42.8 \%$ ，「申請方法や手続きを分かりやすくして欲しい」 $37.7 \%$ ，
「費用負担を軽くして欲しい」 $29.9 \%$ ，「利用条件を緩やかにして欲しい」 $26.3 \%$

## カ 災害対策について

－日頃からの備え
「特に対策を立てていない」45．6\％
－不安に思うこと
「避難所生活」 $48.5 \%$ ，「避難方法」 $38.7 \%$ ，「災害情報の取得」 $24.4 \%$

## キ 権利擁護について

－成年後見制度
「制度を知らない」43．9 \％

## （2）障がい福祉サービス等事業所向けアンケート（142 事業所回答）

## ア 事業運営について

－課題
「職員の確保」 $77.5 \%$ ，「職員の育成」 $71.1 \%$ ，「報酬単価の低さ」 $40.1 \%$

## イ 職員について

－充足状況
「やや不足している」 $58.5 \%$ ，「非常に不足している」 $8.5 \%$

## ウ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等について

－増えているニーズ
「相談支援（計画相談支援•地域移行支援•地域定着支援）」 $68.6 \%$ ，「居宅介護」 $53.3 \%$ ，「短期入所（ショートステイ）」 $50.0 \%$
－減っているニーズ
「就労移行支援」 $36.4 \%$ ，「地域活動支援センター」 $33.3 \%$

## エ 地域生活への移行等について

－地域移行に必要なこと
「地域住民の正しい理解や協力」 $63.4 \%$ ，
「地域の相談支援体制の充実」 $49.3 \%$
－介護者の高齢化により介護ができなくなることに備えるために必要なこと「夜間の支援体制の充実（緊急時の対応，介護•医療的ケア等）」 $44.4 \%$ ，「ショートステイの受け入れ体制の整備」 $43.7 \%$
－障がいの重度化により介護ができなくなることに備えるために必要なこと「重度の障がいのある人などを受け入れるグループホームの整備促進」 $70.4 \%$

## オ 障がい児支援について

－障がい児への支援で必要なこと
「個々の特性に応じた療育の充実」 $59.2 \%$ ，
「障がいの早期発見，早期支援の充実」 $54.9 \%$ ，
「医療•保健•教育との連携強化，情報交換の場の設定」 $52.8 \%$
－医療的ケア児の受け入れ状況
「受け入れていない」 $69.0 \%$

## 力 強度行動障がいについて

－必要な支援
「支援員の確保」 $31.7 \%$ ，「研修などによる支援員の支援力向上」 $28.2 \%$
※ 強度行動障がい
精神科的な診断（精神障がい，統合失調症等）ではなく，他害行為や自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態

## キ 就労について

－一般就労に必要なこと
「社会全体の障がい者雇用への理解促進」 $75.4 \%$
「施設•事業所と企業とのつながり・情報交換」 $61.3 \%$

## 5 関係団体との意見交換会の結果

「第6次プラン」及び「第7期サービス計画•第3期障がい児計画」の策定にあたり，障がい者の生活状況やサービスに関する現状などを把握し，各種施策や事業の基礎資料と するため，障がい福祉関係団体（7団体）と意見交換会を令和5年6月に実施し，以下の ような意見等を得られました。

## ア 障がい福祉サービスについて

- 自家用車の燃料費の助成を増額して欲しい。
- 心身障がい者福祉手当について，精神障がいも対象にして欲しい。
- 身体障がい者の移動支援の利用要件を緩和して欲しい。


## イ 就労について

－企業と障がい者の乘離を減らし，継続雇用に繋げるため，障がい者の募集時に，企業が必要とする人材や業務内容の明確化が必要である。

- 企業に対し，難病患者や障がい特性への理解促進を図る必要がある。
- 企業に障がい者雇用の研修や定着に関する研修等を行って欲しい。


## ウ 相談支援について

－災害時における障がい特性に応じた情報提供や意思疎通支援，地域を支援する体制づくりが必要である。

- 気軽に相談できる環境づくりが必要である。
- 24時間の相談体制，緊急時の受け入れ体制の充実が必要である。
- 法定サービスを受けていない方へも窓口等を周知して欲しい。


## エ 地域生活への移行について

- 重度身体障がい者を受け入れる住まいの場の確保が必要である。
- 地域移行に向けた入所施設の充実，整備を行って欲しい。
- 児童生徒を対象に，障がいへの理解促進を深める取り組みが必要である。


## オ 障がいへの理解促進•差別解消について

- 幼少期から障がい～の理解を深める必要がある。
- 精神障がいについて，義務教育などで理解促進を行って欲しい。
- 小中高校での福祉教育や福祉施設，事業所での体験学習を充実して欲しい。
- 難病患者も公共施設等の割引を認めて欲しい。


## カ 乳幼児期の支援について

- 障がいの早期発見，早期療育が必要である。
- 医療的ケア児への支援を充実して欲しい。
- 親への障がい理解の啓発が必要である。
- 発達の仕方は個々により異なるため，情報に振り回されないような支援が必要で ある。


## キ 学齢期の支援について

- 個々の障がい特性を見極め，将来を見据えた支援が必要である。
- 放課後等デイサービスなど，学齢期の支援は整ってきている。
- 家族，きょうだいへの支援が必要である。


## ク その他

- 同じ障がいをもつ人が集まる場所が欲しい。
- 就労まで切れ目のない支援を行ってもらいたい。
- 障がいの原因となる疾病や心の病気等の早期発見，早期対応が必要である。


## 6 課題の整理と総括

## （1）課題の整理

障がい者施策は，就労から生活支援など生活のあらゆる面に関わる施策となるため，課題の総括に向けた視点を整理し， 9 の分野に分けて，社会情勢，第 5 次プラン・第 6期サービス計画•第2期障がい児計画の評価，障がい者団体との意見交換，アンケート調査を踏まえ，課題の整理を行いました。

## （1）就労

- 企業と障がい者が相互理解を図る取組の充実が必要
- 雇用の分野における差別解消に向けた職場での障がい者への理解が必要
- 福祉的就労における工賃水準の向上のための支援の充実が必要


## （2）社会参加活動（文化芸術・スポーツ活動）

－文化芸術・スポーツ活動への参加促進に向けた講座やイベント等の実施に向け た支援が必要
－「東京 2020 パラリンピック」や「いちご一会とちぎ大会」のレガシー継承が必要

## （3）外出•移動支援

－L R Tが開業し，バス路線も含めた市内の公共交通網が充実することから，今後，障がい者の外出機会が増えることが予想される。
－外出支援サービスの充実が必要

## （4）相談支援

- 介護者の急病等の緊急時に対応できる相談体制の更なる充実が必要
- 相談先のわかりやすさや身近なところで相談できることが必要


## （5）障がい福祉サービス等

- 利用者が年々増加傾向にあり，特に通所系サービスが増加
- 利用条件の緩和や費用負担の軽減，手続きの分かりやすさが必要


## （6）地域移行•住まいの場

- 地域移行や親なき後を見据え，住まいの場の確保が必要
- 障がいの重度化に備え，重度障がい者を受け入れる住まいの場の確保が必要
- 地域住民の正しい理解や協力が必要


## （7）保健•医療•療育－教育

- 障がいの早期発見•早期療育が必要
- 障がい児の家族への支援が必要
- ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要
- 医療的ケア児の受け入れ体制の充実が必要
- 障がい児の計画相談支援の利用者増に向けて，引き続き，取り組むことが必要


## （8）理解•配慮の促進，差別解消，権利擁護，バリアフリー

- 令和 6 年 4 月から民間事業者でも合理的配慮の提供が義務化
- 幼少期から障がいへの理解促進が必要
- 障がいの特性に応じた情報提供の推進が必要
- 成年後見制度の周知が必要


## （9）災害対策

－避難所生活，避難方法，災害情報の取得等に不安を抱えている障がい者が多く，地域における障がいへの理解と配慮の促進が必要
－地域と連携して，災害時要援護者支援制度の推進に取り組んでいくことが必要

## （2）課題の総括

（1）障がい者の社会的自立の促進

- 企業と障がい者が就労に係る相互理解を図る取組の充実が必要
- 経済的自立に向け，一層，工賃向上のための支援の充実が必要
- 豊かな生活が送れるよう文化芸術・スポーツ活動など社会参加の促進が必要
- 余暇活動や社会参加ができるよう更なる外出支援の充実が必要


## （2）障がい者の地域生活支援の充実

- 緊急時等に対応できる相談体制の更なる充実が必要
- サービスの利用実績を踏まえた提供体制の充実が必要
- 親なき後を見据えた支援や，障がいの重度化•高齢化に対応した住まいの場の確保が必要
- 障がいの早期発見•早期療育が必要
- 切れ目のない支援の充実が必要
- 医療的ケア児の受け入れ体制の充実が必要


## （3）障がい者への理解や配慮の促進

－障がいの有無に関わらず，同一内容の情報を同一時点で得られるよう，デジタル活用等による情報アクセシビリティの向上を図ることが必要

- 民間事業者における合理的配慮の提供の促進が必要
- 社会的障壁を感じることがないよう幼少期からの障がいいの理解促進が必要
- 人権が守られるよう権利擁護の取組•体制の充実が必要
- 災害時において，適切な避難や安心した避難生活が送れるよう災害対策の充実 が必要


## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

平成 30 年 3 月に策定した第 5 次プランは，「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現」を基本理念に掲げ，これまで様々な障がい福祉施策を推進してきたところです。

国では，共生社会の実現に向け，障がい者が自らの決定に基づき，社会のあらゆる活動 に参加し，その能力を最大限発揮して自己実現が図れるよう支援するとともに，障がい者 の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため，施策の基本的な方向性を定めることを基本理念とし，令和 5 年 3 月に「障害者基本計画」を策定したところです。

本市では，令和 5 年度から令和 9 年度の 5 年間を計画期間とする「第 6 次宇都宮市総合計画後期基本計画」において，「地域共生社会」，「地域経済循環社会」，「脱炭素社会」の 3 つの社会が融合する「スーパースマートシティ」の実現を目指しており，「共生社会の実現」等に向けた取組が行われているところです。

さらには，本市における障がい福祉施策の課題である「障がい者の社会的自立の促進」，「障がい者の地域生活支援の充実」，「障がい者への理解や配慮の促進」は，第5次プラン の基本理念及び主要課題に通じるものであり，これらのことから，第 6 次プランでは，現行の基本理念を引き続き掲げ，「地域共生社会の実現」に向けた更なる取組を進めるもの とします。


「第6次プラン」の基本理念

障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく生き生きと 安心して暮らせる 地域共生社会の実現

## 2 基本目標

基本理念の実現を目指し，総括した課題等に的確に対応した施策•事業の展開を図るた め，前プランの基本目標を踏まえ， 3 つの基本目標を次のとおり定めるとともに，基本目標の達成度を評価するため，「成果指標」を設定します。

## 基本目標1：自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

障がい者が自らの能力を最大限発揮し，自己実現が図れるよう，就労や生産活動に取 り組むほか，余暇活動や文化芸術・スポーツ活動へ参加するなど，社会を構成する一員 として，より充実した社会生活を自分らしく生き生きと自立して送れる社会の実現を目指します。

【成果指標】就労，製作活動，自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合

| 現状 <br> 2023（令和 5）年 4 月 |
| :---: |
| $65.6 \%$ |$\quad$| 目標値 |
| :---: |
| $2029($ 令和 11）年度末 |
| $70.0 \%$ |

## 基本目標 2 ：乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

障がいのある子どもが健やかに成長できるよう，乳幼児期から切れ目のない一貫した支援を推進するほか，障がい者本人やその家族の高齢化，親なき後や親元から離れて生活することを見据えつつ，安心して生活ができるよう相談支援や住まいの場の充実など を図り，住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

【成果指標】将来の生活に不安を感じていない障がい者の割合

| 現状 |
| :---: |
| 2023 （令和5）年4月 |
| $59.9 \%$ |



| 目標値 <br> 2029 （令和 11）年度末 |
| :---: |
| $70.0 \%$ |

## 基本目標3：互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

障がい者が個性と人格を尊重され，社会的な障壁を感じることなく暮らすことができ るよう，障がいへの理解促進などを図ることにより，社会や地域において適切な理解や配慮が確保されるほか，災害時に迅速な対応ができるよう，地域で支え合う体制の充実 を図るなど，互いに尊重し支え合う社会の実現を目指します。

【成果指標】日常生活において社会的障壁を感じていない障がい者の割合

| 現状 |
| :---: |
| 2023 （令和5）年4月 |
| $42.4 . \%$ |



| 目標値 <br> 2029 （令和 11） 年度末 |
| :---: |
| $50.0 \%$ |



## 第4章 施策の方向と事業の展開

基本目標の達成に向け，基本施策ごとに「施策指標」を設定し，施策の進捗状況を把握•評価しながら計画的に取り組みを推進します。

## 基本目標1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

## 基本施策1 就労支援の充実

障がい者が社会を構成する一員として，自らの能力を最大限発揮し，一般就労を希望する人にはできる限り一般就労ができるように，また，一般就労が困難な人には，福祉的就労の場において，工賃の水準が向上するよう，就労支援の充実を図ります。

【施策指標】福祉施設利用者の一般就労への移行者数

| 現状 |
| :---: |
| 2022 （令和 4 ）年度末 |
| 97 人 |



| 目標値 |
| :---: |
| 2029 （令和 11 ）年度末 |
| 132 人 |

【施策指標】就労継続支援事業所における平均工賃月額

| 現状 |
| :---: |
| 2022 （令和 4）年度末 |
| 17,895 円 |



| 目標値 |
| :---: |
| $2029($ 令和 11）年度末 |
| $23,000 \mathrm{~m}$ |

## 【施策】一般就労への支援の充実

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :--- |
| 1 |  | 【取組名】障がい者就労体験の推進 <br> 障がい者の自立に向けて，個人の能力や障がい特性に応じた就労ができるよう，商 <br> 工会議所等の関係機関と連携し，企業等における障がい者を対象とした就労体験機 <br> 会の充実を図る。 |
| 2 | 【取組名】障がい者就職サポートの推進 <br> 障がい者の自立に向けた一般就労を支援するため，商工会議所やハローワーク等の <br> 関係機関と連携し，企業説明会や面接の体験など，就職に向けたサポート活動の取 <br> 組を推進する。 |  |
| 3 | 【取組名】障がい者就労定着支援の充実 <br> 職場で安心して働き続けられるよう，相談やサポートなどを行う就学定着支援サービス <br> を提供するとともに，ハローワーク等と連携し，職場での障がい者支援の充実を図る。 |  |

第4章 施策の方向と事業の展開

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :--- | :--- |
| 4 |  | 【取組名】障がい福祉事業所と企業等の交流•理解の促進 <br> 障がい者の自立に向けた一般就労を支援するため，企業の担当者を対象に障がい福 <br> 祉サービス事業所見学会等を行う。 |
| 5 | 【取組名】障がい者雇用に関する啓発及び雇用の推進 <br> 雇用の促進と労働環境の向上を図るため，勤労者及び市内事業者向けの「雇用•労 <br> 働応援サイト」において，雇用•労働に関する法律や制度，各種事業の周知啓発を行 <br> ら。また，「宇都宮市就職困難者雇用奨励金」において，障がい者等を雇用する企業 <br> を対象とした国の助成金に上乗せ補助を行うことで，障がい者の雇用促進を図る。 |  |

【施策】福祉的就労への支援の充実
○•••重点取組

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :--- |
| 6 | O | 【取組名】工賃向上等支援事業の充実 <br> 障がい者福祉施設における障がい者のより一層の工賃向上が図られるよう，施設で <br> 提供できる役務等に関する情報の発信や施設製品の販路拡大等の支援の充実を図る。 |
| 7 |  | 【取組名】受注拡充に向けた取組の推進 <br> 市民•企業等からの大口の下請け業務を複数の事業所で受注するなど，受注拡充に <br> 向けた取組を推進する。 |
| 9 |  | 【取組名】 物品等の優先調達の推進 <br> 障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立を促進するため，市において物品等の <br> 調達に当たつて，優先的に障がい者就労施設等から調達するとともに，毎年度，障がい <br> 者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し，調達の実績を取りまとめ公表する。 |
|  | 【取組名】農業と福祉の連携の推進 <br> 障がい者の自立を促進するため，農業分野と福祉分野が連携した，障がい者の就労 <br> の場の拡大につながる取組を推進する。 |  |

## 基本施策2 文化芸術・スポーツ活動等の推進

障がい者が社会を構成する一員として，より充実した社会生活を自分らしく生き生きと送 れるよう，文化芸術・スポーツ活動などの社会参加活動の推進を図ります。

## 【施策指標】スポーツを行っている障がい者の割合

\(\left.$$
\begin{array}{|c|}\hline \begin{array}{c}\text { 現状 } \\
2022 \text {（令和 4）}\end{array}
$$ 年度末 <br>

\hline 22.4 \%\end{array}\right\rangle\)| 目標値 |
| :---: |
| 2029 （令和 11） | 年度末

【施策指標】文化芸術活動を行っている障がい者の割合

| 現状 |
| :---: |
| $2022($ 令和 4）年度末 |
| $13.1 \%$ |



| 目標値 |
| :---: |
| 2029 （令和 11）年度末 |
| $20.0 \%$ |

## 【施策】文化芸術・スポーツ活動の充実

○•••重点取組

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 10 |  | 【取組名】文化・スポーツ講座事業の充実 <br> 障がい者の社会参加を促進し，障がい者の福祉の増進に寄与するため，教養，文化及びスポーツに関する各種講座を開催する。 |
| 11 | $\bigcirc$ | 【取組名】障がい者のアート作品コンクールの推進障がい者の文化活動の発表を通して，広く市民に障がい者の活動や福祉についての理解を促進する。 |
| 12 |  | 【取組名】ふれあい文化祭の実施 <br> 障がい者の文化活動の発表を通して相互交流を図り，社会参加を促進するため，市内の障がい者を対象とした文化祭を開催する。 |
| 13 | $\bigcirc$ | 【取組名】障がい者スポーツ体験会の実施 <br> 障がい者スポーツに興味•関心を持つことにより，より充実した生活が送れるよう，民間事業者等と連携しながら，障がい者スポーツの体験会等を開催する。 |
| 14 |  | 【取組名】ふれあいスポーツ大会の実施 <br> 障がい者の健康増進と相互交流を図り，社会参加を促進するため，市内の障がい者 を対象としたスポーツ大会を開催する。 |

## 【施策】社会参加活動•交流事業の充実•促進

○•••重点取組

|  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: |
| 15 | 【取組名】ふれあい・いきいきサロン事業の推進 <br> 高齢者や障がい者，子どもなどが身近な場所に気軽に集える機会を提供し，ふれあ いを通じて仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ，また，参加者の悩みや不安の解消を図り，安心して暮らし続けることができるよう，支え合い助け合ら地域社会 の構築を推進する。 |
| 16 | 【取組名】地域交流事業の実施 <br> 障がい者と健常者が親晆を深めるとともに，地域の人たちの障がいいの理解を深め，障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう，障がい者団体等 による地域における交流事業を実施する。 |
| 17 | 【取組名】あすなろ青年教室事業の実施 <br> 市内の特別支援学級を卒業した青年•成人を対象に，実生活に必要な知識や余暇の利用方法などを体験を通じて学習する機会を提供する。 |

## 基本施策 3 外出•移動支援の充実

障がい者の社会参加活動等が容易にできるよう，障がい者の自立や障がいのある子どもの健やかな成長に向けて，障がいの特性に応じた移動支援の充実や移動しやすい環境の整備の推進を図ります。

【施策指標】外出•移動支援サービスに満足している障がい者の割合


| 目標値 |
| :---: |
| $2029($ 令和 11$)$ | 年度末

【施策】障がい特性に応じた移動手段の充実
○•••重点取組

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :--- |
| 18 | O取組名】外出•移動時の支援の実施 |  |
| 社会参加や外出機会の増加に伴う多様なニーズに対応するため，同行援護や行動援 |  |  |
| 護，移動支援事業により，障がい特性に応じた外出支援サービスを提供するととも |  |  |
| に，公共交通等の変化を捉え，交通費助成等の支援の充実を図る。 |  |  |

第4章 施策の方向と事業の展開

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 19 | $\bigcirc$ | 【取組名】通学•通所における移動支援の推進 <br> 介護者の負担軽減や就労時間の確保のため，ひとり親世帯や共働き世帯であるなど，介護者による移動の支援が困難な障がい者に対し，通学•通所における移動支援を実施する。 <br> 利用者本人や介護者の利便性の向上，通所先の選択肢拡大，介護者のレスパイトや就労時間等の確保を図るため，通所系の地域生活支援事業（日中一時支援事業など） について，支援の充実を図る。 |
| 20 |  | 【取組名】自動車運転支援事業の推進 <br> 身体障がい者の自動車運転を支援するための免許取得や自動車改造に対する助成を行い，障がい者の社会参加の促進を図る。 |
| 21 |  | 【取組名】補助犬導入•利用の推進 <br> 盲導犬などの補助犬の導入を支援するため，導入費や管理費の助成を行い，障がい者の社会参加の促進を図る。 |

【施策】障がい者が移動しやすい環境整備の促進
○•••重点取組

|  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: |
| 22 | 【取組名】福祉バス運行事業の推進 <br> 障がい者の社会参加を促進し，福祉に寄与するため，障がい者の移動に資するよう リフト付きの福祉バスを運行する。 |
| 23 | 【取組名】公共交通の利便性の向上 <br> L R Tやバスなどの公共交通機関における障がい者への配慮や，利便性の向上等を図る。 |
| 24 | 【取組名】バス車両等のバリアフリーの推進 <br> 障がい者を含むすべてのバス利用者の移動性や利便性の向上を図り，誰もが安心か つ快適に移動できる「人にやさしい交通環境」の形成を図るため，バス事業者のノ ンステップバスや低床型 E V バス導入に対する支援を行う。 |
| 25 | 【取組名】生活交通の確保•充実 <br> 誰もが円滑に移動できる公共交通ネットワークの構築に向けて，地域の実情に応じ た地域内交通の確保を図るため，地域組織による運行計画の検討や利用促進等に当 たっての取組支援を行らとともに，運行経費の一部を助成する。 |

## 基本目標2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

## 基本施策1 発達支援の充実

成長発達していく子どもの特徴から，乳幼児期から生涯にわたり成長を促し，社会の中で生活していくために，切れ目のない一貫した支援を受けられるよう，発達支援を必要とする子どもの早期発見と質の高い早期からの療育支援の推進や，障がいの有無に関わらず，とも に成長する機会の充実を図るためのインクルーシブ保育•教育の推進，一人ひとりの教育的 ニーズに応じた適切な支援の提供など，発達支援の充実を図ります。

【施策指標】手帳所持児のうち，障がい児相談支援を利用している障がい児の割合

| 現状 |
| :---: |
| $2022($ 令和 4$)$ 年度末 |
| $57.0 \%$ |



| 目標値 <br> $2029($ 令和 11$)$ 年度末 |
| :---: |
| $70.0 \%$ |

【施策】療育の推進

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 26 | $\bigcirc$ | 【取組名】発達支援ネットワーク事業の充実 <br> 発達の遅れや障がいのある児童，医療的ケアが必要な児童に対し，乳幼児期から就労期にわたり，ライフステージに応じた一貫した支援を提供するため，医療•保健•福祉•教育•就労などの関係課や関係機関が連携を強化し，発達支援を推進する。 |
| 27 |  | 【取組名】医療的ケア児支援の充実 <br> 医療的ケア児と家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう，関係機関等 から構成される協議の場を活用し，支援に関する問題点や支援方法の共有などを行 らことにより，支援の充実強化に取り組む。 <br> 医療的ケア児の健康を保持し，家族の休息時間の確保や介護負担の軽減，きょうだ い児と過ごす時間の創出を図るため，医療的ケア児在宅レスパイト事業を実施する。本人及び家族の経済的•精神的負担を軽減し，医療的ケア児等の療養生活の維持向上を図るため，医療的ケア児等福祉手当を支給する。 |
| 28 |  | 【取組名】居宅訪問型児童発達支援事業の実施 <br> 療育が必要にもかかわらず，通所ができない重度の障がい児に対し，児童発達支援 センター等から職員（保育士等）が自宅を訪問し，支援を実施する。 |

第4章 施策の方向と事業の展開

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 29 |  | 【取組名】診療検査事業の推進 <br> 発達支援が必要な児童への発達促進及び保護者の障がい理解のため，個々の特性に応じた適切な利用事業の方針を決定するとともに診断の告知や発達の特性について より丁寧に説明するなど診療の充実を図る。 |
| 30 |  | 【取組名】早期療育の推進 <br> 発達支援が必要な児童への発達促進及び保護者の障がい受容の促進や家庭における対応力が向上するよう，できるだけ早期に個々の特性に応じた専門性の高い療育を提供していくとともに，保護者の不安や悩みを受け止め，児童への対応策について助言指導するなど，早期療育の充実を図る。 |
| 31 |  | 【取組名】児童発達支援センター事業の推進 <br> 未就学の肢体不自由児や知的障がい児等に対し，一人ひとりの状況に応じた支援計画を基に，様々な生活体験や遊びを通し，児童福祉法に基づく障がい児通所支援の提供（日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等）を行うことで，日常生活を円滑に営めるようにする。 |
| 32 | $\bigcirc$ | 【取組名】障がい児通所給付事業の推進 <br> 障がい児が適正な時期に支援を受けられるよう，迅速な給付の要否決定及び請求に対する適正な審査と給付費の支払いを行う。 |
| 33 | $\bigcirc$ | 【取組名】障がい児相談支援の更なる推進障がい児の特性に応じた療育を適切に提供できるよう，指定障がい児相談支援事業所の相談支援専門員への助言や研修の受講を勧奨するなど，人材育成を図るととも に，保護者に障がい児相談支援の活用を促す。 |
| 34 |  | 【取組名】重症心身障がい児プール活動支援事業の推進重い運動障がいのある重症心身障がい児に対し，医師や理学療法士，看護師等が安全を確保した中でプール活動を行い，心身のリラクゼーション，呼吸•循環器能力 を高めるなど生命の維持•向上を図るとともに，QOL（生活の質）の向上に努める。 |
| 35 |  | 【取組名】家族支援事業の推進 <br> 障がい児を抱える家族の障がい受容に伴う様々な苦悩や，育児に対する不安など精神的負担を軽減するため，心理相談員によるカウンセリングやペアレント・トレー ニングを実施するとともに，きょうだい支援などの家族支援を推進する。 |
| 36 |  | 【取組名】保育所等訪問支援事業の推進 <br> 保育所•幼稚園等を療育に関わる専門職員が訪問し，障がい児に対し，障がいのな い児童との集団生活への適応のための専門的な支援（児童への直接支援及び園への対応等助言）を実施する。 |
| 37 |  | 【取組名】ここ・ほっと巡回相談事業（園訪問•職員向け研修）の充実保育所，幼稚園等の担当職員の対応力向上を図るため，心理相談員•保健師等の専門職が訪問し，発達が気になる児童の支援方法等について助言指導を行うとともに，訪問後については，新たに I C T も活用しながらフォローアップの充実を図る。 また，障がいへの正しい知識や個々の特性に応じた適切な支援方法に関する研修会 を実施し，更なる対応力の向上を図る。 |

第4章 施策の方向と事業の展開

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 38 |  | 【取組名】医療的ケア児等コーディネーター機能の充実強化医療的ケア児等がより適切な支援を受けられるよう，総合調整を担う医療的ケア児等コーディネーターの配置を含めた，コーディネート機能の強化に取り組む。 |
| 39 | $\bigcirc$ | 【取組名】障がい児通所支援事業者の療育技術の充実強化地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センター（子ども発達センター） が実施する各種療育の体験見学や専門職による研修会などを通して，通所支援事業者の療育技術の向上を図る。 <br> また，重症心身障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう，通所支援事業者と意見交換等を実施することにより，事業者の理解を得ながら受け入れ促進を図る。 |
| 40 | $\bigcirc$ | 【取組名】新たな支援ツール「（仮）つながるファイル」の作成発達支援が必要な児童とその家族が，乳幼児期から就労期につながるまで一貫した切れ目のない支援を受けられるよう，地域の保健•医療•福祉•保育•教育•就労等 の関係機関とライフステージを通して保護者と支援者が共に活用できる新たな支援 ツール「（仮）つながるファイル」を作成する。 |

【施策】一人ひとりのニーズに応じた教育•保育環境の充実
○•••重点取組

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 41 | $\bigcirc$ | 【取組名】学校組織の対応力強化と教員の指導力の向上 <br> 特別な支援を必要とする児童生徒が有する多様なニーズにより的確に対応するた め，学校組織の対応力強化と教職員の指導力向上に取り組む。 |
| 42 |  | 【取組名】早期から一貫した支援のための連携の強化 <br> 将来の社会的自立に向けた幼児期からの一貫した支援の充実のために，保護者に対 するより早い時期からの就学に関する情報提供や，就学後の適応状況把握など，よ り適正な就学相談の充実に努める。 |
| 43 |  | 【取組名】教育的ニーズに応じた多様な学びの充実 <br> 特別支援教室（かがやきルーム）における指導がより充実するよう，指導員の専門性の確保や学習環境の整備に努めるとともに，特別支援学級や通級指導教室におけ る学びの充実を図る。 |
| 44 |  | 【取組名】発達支援児保育の推進 <br> 障がいの有無にかかわらず，保育を必要とするすべての児童に，認定こども園や保育所等において，教育•保育を提供できる体制をつくる。 |
| 45 |  | 【取組名】宮っ子ステーション事業の充実 <br> 宮っ子ステーション事業の 1 つである子どもの家において，発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう支援を行うことにより，児童の健全育成を図る。 |

## 基本施策2 相談支援の充実

障がい者が地域で安心して暮らせるよう，地域生活支援の充実に向け，それぞれの障がい特性に配慮したきめ細やかな相談支援体制の充実を図ります。

【施策指標】困らずに相談できる障がい者の割合

| 現状 <br> $2022($ 令和 4）年度末 |
| :---: |
| $46.0 \%$ |$\quad$| 目標値 <br> （令和 11）年度末 |
| :---: |
| $60.0 \%$ |

［施策】包括的•専門的な相談支援の充実
○•••重点取組

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 46 |  | 【取組名】地域生活支援体制の充実 <br> 障がい者の重度化•高齢化，親なき後や親元から離れて生活することを見据え，地域が抱える課題に向き合い，地域で障がい者やその家族が安心して生活できるよう，関係機関と連携しながら「緊急時相談支援事業」や「体験的宿泊支援事業」の利用を促進するとともに，機能を担ら登録事業所の拡充を図る。また，自立支援協議会の地域生活支援部会において，年一回，体制の運用状況の検証及び検討を行う。 |
| 47 | $\bigcirc$ | 【取組名】地域における相談支援体制の充実 <br> 障がい者が安心して相談ができるよう，「基幹相談支援センター」，「障がい者生活支援センター」，「相談支援事業所」が相互に連携を図るとともに，相談支援機関への研修等により人材育成を図る。また，保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」 <br> （地域包括支援センター等）などの関係機関と連携し，相談支援体制の充実を図る。 |
| 48 |  | 【取組名】精神保健福祉相談•訪問指導事業の推進 <br> 精神障がい等に関する不安や悩みの解消を図るとともに，家族等に対し，精神保健福祉の正しい知識の普及•啓発，理解促進を推進するため，相談事業等を実施する。 |
| 49 | $\bigcirc$ | 【取組名】精神障がい者の地域生活への移行促進 <br> 保健•医療•福祉の関係者が円滑に連携して，精神障がい者を地域移行につなぐた め，情報共有•意見交換の場を設置するとともに，人材育成による受け入れ体制の強化に係る取組を実施する。 |
| 50 |  | 【取組名】難病患者に関する相談事業の推進 <br> 難病患者や家族の療養上の不安解消や精神的負担の軽減等，QOLの向上を図るた め，療養上の生活指導，社会資源活用等の相談や支援を行ら個別相談事業を推進する。 |


| No | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: |
| 再掲 <br> （№ 37 ） | 【取組名】ここ・ほっと巡回相談事業（園訪問•職員向け研修）の充実 <br> 心理相談員•保健師等の専門職が，保育所，幼稚園等を訪問し，発達が気になる児童 の行動観察を行い，支援方法等について担当職員へ助言指導を行い対応力の向上を図るとともに，その後の状況確認や新たな課題に対し，I C T を活用したフォロー アップの充実を図る。 <br> また，障がいへの正しい知識や個々の特性に応じた適切な支援方法に関する研修会 を実施し，更なる対応力の向上を図る。 |
| 51 | 【取組名】子ども発達相談室事業の充実 <br> 発達の遅れに不安を抱いている保護者等に対し，専門職の相談や関係機関等とのコ ーディネートを行うことで，保護者等の不安軽減を図るとともに，子どもの障がい の早期発見•早期療育につなげる。 |

## 基本施策3 住まいの場の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう，地域移行の促進，親なき後や親元から離れて生活することを見据えた体制の充実に向けて，ニーズに応じた多様な住ま いの場の充実を図ります。

【施策指標】現在の住まいに満足している障がい者の割合

| 現状 |
| :---: |
| $2022($ 令和 4$)$ 年度末 |
| $55.6 \%$ |



| 目標値 <br> $2029($ 令和 11$)$ 年度末 |
| :---: |
| $70.0 \%$ |

## 【施策指標】重度障がい者のグループホーム利用者数

| 現状 |
| :---: |
| 2022 （令和 4 ）年度末 |
| 194 人 |



| 目標値 <br> $2029($ 令和 11$)$ 年度末 |
| :---: |
| 410 人 |

【施策】地域における多様な住まいの場の充実

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :--- | :--- |
| 52 | ○ | 【取組名】グループホームの設置促進 <br> 障がい者の地域移行や重度化•高齢化に対応する住まいの場として，重要な役割を <br> 果たすことから，運営する法人に対する施設整備等の支援を充実し，グループホー <br> ムの設置促進を図る。 |

第4章 施策の方向と事業の展開

| No | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: |
| 再掲 <br> （№ 46 ） | 【取組名】地域生活支援体制の充実 <br> 障がい者の重度化•高齢化，親なき後や親元から離れて生活することを見据え，地域が抱える課題に向き合い，地域で障がい者やその家族が安心して生活できるよう，関係機関と連携しながら「緊急時相談支援事業」や「体験的宿泊支援事業」の利用を促進するとともに，機能を担う登録事業所の拡充を図る。また，自立支援協議会の地域生活支援部会において，年一回，体制の運用状況の検証及び検討を行う。 |
| 53 | 【取組名】住宅改造支援事業の実施 <br> 重度身体障がい者の日常生活を容易にするため，住宅設備を改造する経費の一部を補助することにより，重度身体障がい者の生活環境の整備を図る。 |
| 54 | 【取組名】民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 <br> 障がい者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため，宇都宮市居住支援協議会 による住まいに関する相談支援等を実施する。相談支援機関においても，グループ ホーム等を利用する障がい者が，一人暮らしを選択できるよう，地域で安心して暮 らすために必要なサービス等に係る相談支援を行うほか，受入れ可能なアパート等 を確保するため，住宅セーフティネット制度の活用を促進する。 |
| 55 | 【取組名】障がい者に配慮した市営住宅の整備障がい者が安全で安心した生活を送ることができるよう，市営住宅において，車い すでの生活が可能なバリアフリー対応済の身体障がい者用住宅を確保しており，引 き続き，毎月の公募時に当該住宅を提供していく。 |

## 基本施策4 保健•医療の充実

障がいの原因となる疾病等の発症•重症化を予防するとともに，疾病や障がいにより生 じる発達の遅れ・医療的ケアを抱えて在宅生活を送る児童や，疾病や事故の後遺症等によ る障がいにより不安を抱えながら生活する人などが，地域で安心して必要な治療やリハビ リテーションが受けられるよう，保健•医療の充実を図ります。

【施策指標】医療やリハビリテーションに満足している障がい者の割合

| 現状 |
| :---: |
| 2022 （令和 4） 年度末 |
| $90.1 \%$ |



| 目標値 <br> $2029($ 令和 11$)$ 年度末 |
| :---: |
| $95.0 \%$ |


|  |  |
| :---: | :---: |
| No | 取組名•取組内容 |
| 56 | 【取組名】乳幼児健康診査の実施 <br> 乳幼児健康診査を実施し，病気の早期発見•早期治療を促進するとともに，保護者 に対して育児に関する助言•相談を行い，子どもの健康づくりを支援する。 |
| 57 | 【取組名】特定健康診査•特定保健指導の充実 <br> 糖尿病などの生活習慣病の発症予防につながるよう，市国保加入者を対象とした特定健康診査の受診勧奨•受診環境の整備•普及啓発に取り組み，特定健康診査の結果，メタボリックシンドロームの該当者や予備群と診断された被保険者に対して，特定保健指導として生活習慣病の改善の支援を実施していくことで，健康寿命の延伸を図る。 |
| 58 | 【取組名】生活習慣病予防事業の実施 <br> 生活習慣病の発症予防や重症化予防に向け，健康づくりに関する知識の普及啓発等 を行う。 |
| 59 | 【取組名】こころの健康づくり対策事業の推進 <br> こころの健康の保持増進を図るため，精神保健に関する正しい知識の普及啓発に努 め，精神疾患の早期発見，早期治療につなげるとともに，市民が健康で生きがいを持った生活ができるよう事業を推進する。 |

【施策】適切な治療やリハビリテーションの推進
○•••重点取組

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 60 |  | 【取組名】医療費助成制度の推進 <br> 各種医療費助成制度を推進し，障がい者や難病患者の経済的負担の軽減や適切な治療の促進を図る。 |
| $\begin{gathered} \text { 再掲 } \\ \text { (No } 4 \text { 9) } \end{gathered}$ | $\bigcirc$ | 【取組名】精神障がい者の地域生活への移行促進 <br> 保健•医療•福祉の関係者が円滑に連携して，精神障がい者を地域移行につなぐた め，情報共有•意見交換の場を設置するとともに，人材育成による受け入れ体制の強化に係る取組を実施する。 |
| 61 |  | 【取組名】在宅医療•介護連携の推進 <br> 重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続ける ことができるよう，医療機関や介護サービス事業者などの関係者間の連携を推進し，在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制を推進する。 |



## 基本施策5 障がい福祉サービス等の充実

居宅介護や生活介護などの障がい福祉サービス及び日中一時支援事業や移動支援事業 などの地域生活支援事業について，「障害者総合支援法」に基づき策定する「障がい福祉 サービス計画」において見込量を設定し，サービス提供体制の確保を図ります。
児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援事業については，「児童福祉法」に基づき策定する「障がい児福祉サービス計画」において見込量を設定し，サー ビス提供体制の確保を図ります。

【施策指標】障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合

| 現状 |
| :---: |
| 2022 （令和 4）年度末 |
| $91.2 \%$ |



| 目標値 |
| :---: |
| $2029($ 令和 11）年度末 |
| $95.0 \%$ |

【施策指標】障がい児福祉サービスに満足している障がい児の割合

| 現状 |
| :---: |
| $2022($ 令和 4$)$ 年度末 |
| $86.8 \%$ |



| 目標値 |
| :---: |
| $2029($ 令和 11$)$ | 年度末

## 【施策】日常生活を支えるサービス利用の促進

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 62 | $\bigcirc$ | 【取組名】障がい福祉サービス等の充実 <br> 障がい特性に応じたサービスの提供ができるよう，訪問介護や同行援護などの障が い福祉サービスの質の向上に努めるとともに，移動支援事業などの地域生活支援事業については，障がい者のニーズを把握しながら必要に応じて見直しを図る。 <br> 利用者本人や介護者の利便性の向上，通所先の選択肢拡大，介護者のレスパイトや就労時間等の確保を図るため，通所系の地域生活支援事業（日中一時支援事業など） について，支援の充実を図る。（No19 再掲） <br> 入浴サービスの提供について，日中一時支援事業（医ケア）における入浴支援など，安定したサービス提供の確保に向けた支援の充実を図る。 |
| 63 |  | 【取組名】福祉用具の給付の充実 <br> 補装具や日常生活用具給付など福祉用具の給付について，適正な支給を実施すると ともに，利用者の生活の質の向上が図られるよう，利用対象者や給付品目等の見直 しに取り組む。 |

第4章 施策の方向と事業の展開

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 64 |  | 【取組名】地域移行•地域定着支援の推進 <br> 入所施設や精神科病院に入所•入院している人の中でグループホーム等への移行が可能な障がい者に，関係機関等と連携しながら，個別に対応し，地域で安心して暮 らすために必要なサービスの提供を行う。 |
| $\begin{gathered} \text { 再掲 } \\ \text { (№ } 3 \text { 2) } \end{gathered}$ |  | 【取組名】障がい児通所給付事業の推進 <br> 障がい児が適正な時期に支援を受けられるよう，迅速な給付の要否決定及び請求に対する適正な審査と給付費の支払いを行う。 |
| 65 | $\bigcirc$ | 【取組名】計画相談支援の推進 <br> 障がい者の自己選択•自己決定を尊重しながら，地域生活に必要なサービスを適切 に提供できるよう，指定特定相談支援事業所の相談支援専門員への助言や研修の受講勧奨などにより人材育成を図り，サービス等利用計画の作成を支援する。 |
| $\begin{gathered} \text { 再掲 } \\ \text { (№ } 3 \text { 3) } \end{gathered}$ | $\bigcirc$ | 【取組名】障がい児相談支援の更なる推進 <br> 障がい児の特性に応じた療育を適切に提供できるよう，指定障害児相談支援事業所 の相談支援専門員への助言や研修の受講を勧奨するなど，人材養成を図るとともに，保護者に障がい児相談支援の活用を促す。 |

【施策】サービス提供体制の拡充
○•••重点取組

|  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: |
| 66 | 【取組名】障がい福祉サービスの担い手の確保•育成障がい福祉サービス事業所において人材を確保•育成し，障がい者のニーズに対応 した質の高いサービスが提供されるよう，介護職員の処遇や職場環境の改善を図る ための取組を充実する。 |
| 67 | 【取組名】障がい福祉サービス事業所に対する指導•監督社会福祉法人や～P O 法人等が運営する障がい福祉サービス事業所において，障が い者のニーズに対応した質の高いサービスが提供されるよう，指導監査業務等を効果的に実施する。 |
| 68 | 【取組名】福祉サービスの苦情相談•解決システムの適切な運用市が提供する福祉サービス等に関し，利用者の満足度を高めるとともに，利用者個人の権利を擁護しながら，社会性や客観性を保護し，苦情に対する適切な対応と円満な解決を図るため，苦情受付窓口の設置や第三者委員による受付•助言などの苦情相談•解決システムを適切に運用する。 |
| 69 | 【取組名】サービス提供体制の確保 <br> 補助制度を活用しながら必要な障がい福祉サービス提供施設の整備を促進するとと もに，「障がい福祉サービス計画•障がい児福祉サービス計画」においてサービスの見込量を設定し，安定的なサービス提供体制の確保を図る。 <br> 新型コロナウイルス感染症などの感染症が曼延した場合には，保健所や医療機関等 の関係機関と十分に連携しつつ，障がい者及びその家族，障がい福祉サービス等を提供する事業所に対して，円滑な情報提供や相談対応等に努める。 |

## 基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

## 基本施策1 障がいへの理解促進•差別解消の推進

障がい者が個性と人格を尊重され，社会的障壁を感じることなく暮らすことができるよう，障がいいの理解促進を図るとともに，差別解消の推進を図ります。

【施策指標】障がい者のシンボルマーク等の認知度

| 現状 <br> $2022($ 令和 4$)$ 年度末 <br> $49.5 \%$$\quad$目標値 <br> $2029($ 令和 11$)$ 年度末 |
| :---: |
| $63.4 \%$ |

【施策指標】障がいのある人に対して，障がいを理由とする差別や偏見がないと感じている人の割合

| 現状 |
| :---: |
| 2022 （令和 4）年度末 |
| $70.6 \%$ |



| 目標値 |
| :---: |
| $2029($ 令和 11$)$ 年度末 |
| $80.0 \%$ |

## 【施策】障がいへの理解促進

○•••重点取組

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :--- | :--- |
| 70 | O | 【取組名】地域や企業における障がいいの理解促進事業の充実 <br> 障がい者週間における街頭啓発活動やイベントを実施するとともに，地域や企業等 <br> への出前講座の実施などにより，障がいいの理解促進を図る。 <br> 合理的配慮の提供を促進するための啓発動画の放映などを行うほか，民間事業者に <br> 対して，合理的配慮の提供の義務化について周知啓発を行う。 <br> 発達障がいについて市民の正しい理解を促進するため，発達障がい啓発週間講演会 <br> や出前講座等を通して啓発活動を行ら。 |
| 71 | 【取組名】障がいを理由とする差別解消の促進 <br> 障がい者が社会的障壁を感じることがないよう，当事者からの相談に対応するなど， <br> 差別解消の促進を図る。 |  |

第4章 施策の方向と事業の展開

|  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: |
| 72 | 【取組名】こころのユニバーサルデザイン運動の推進 <br> 高齢者，障がい者，妊産婦等に対する日常生活の中での声かけや支援など，市民の やさしさや思いやりの気持ちを一層はぐくみ広めていく「こころのユニバーサルデ ザイン運動」を推進するため，障がい者シンボルマークの周知，ポスターコンクー ルなどの啓発事業を実施するとともにおもいやり駐車スペース利用証の交付を行う。 |
| 73 | 【取組名】ここ・ほっと交流事業の推進 <br> 通園施設•保育園等におけるカリキュラムや日常的な療育•保育の中で障がいのあ る児童とない児童の交流を通し，地域におけるノーマライゼーションを推進するた め各種事業を実施する。 |
| 74 | 【取組名】「宇都宮市民福祉の祭典」の実施 <br> 子どもから高齢者，障がい者等多くの市民が参加し，様々な催し物や体験などを通 じて交流することで，福祉への理解や連帯感を深めることを目的とし，毎年11月 に宇都宮ボランティア協会等市内の 10 団体による総合的な福祉事業として実施する。 |

【施策】福祉教育の推進
○•••重点取組

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 75 |  | 【取組名】すべての世代を対象とした福祉共育の推進障がいの理解等を通じて相互理解を深め，市民がお互いに支え合い助け合う思いや りの心を育むため，出前福祉共育講座を開催する。 |
| 76 | $\bigcirc$ | 【取組名】小学校における障がいいの理解促進事業の充実小学校における盲導犬ふれあい教室の開催や出前講座等の実施により，幼少期から の障がいいの理解促進を図る。 |
| 77 |  | 【取組名】ボランティア・福祉活動担い手養成講座の開催福祉のまちづくりの実践者や関心層など，地域福祉活動の担い手となる全世代のボ ランティアを育むため，地域団体やボランティア団体•N P O 等と連携した養成講座に取り組む。 |

## 基本施策2 権利擁護の充実

社会や地域において適切な理解と配慮が確保され，障がい者の人権•尊厳が守られるよう，虐待防止の推進や成年後見制度の利用促進など，障がい者の権利擁護の充実を図ります。

## 【施策指標】市民の「成年後見制度」の認知度

| 現状 |
| :---: |
| 2022 （令和 4）年度末 |
| $58.4 \%$ |



【施策】障がい者虐待防止の推進
○•••重点取組

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 78 | $\bigcirc$ | 【取組名】障がい者虐待防止に関する取組の推進 <br> 障がい者に対する虐待の通報•相談に対し迅速かつ的確に対応するとともに，広報•啓発活動の実施などにより，障がい者虐待の防止•早期発見を推進する。 |
| 再掲 <br> （№6 7） |  | 【取組名】障がい福祉サービス事業所に対する指導•監督社会福祉法人やN P O 法人等が運営する障がい福祉サービス事業所において，障が い者のニーズに対応した質の高いサービスが提供されるよう，指導監査業務等を効果的に実施する。 |
| 79 |  | 【取組名】高齢者虐待•児童虐待•DVなどの関係機関との連携強化 <br> 障がい者虐待において，複雑かつ対処困難な事例に的確に対応するため，「虐待•D V 対策連携会議」等を通じて，高齢者虐待や児童虐待，DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図る。 |

【施策】成年後見制度の利用促進
○•••重点取組

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :--- |
| 80 |  | 【取組名】成年後見制度の利用促進 <br> 判断能力が十分でない知的障がい者や精神障がい者が，親なき後も安心して生活が <br> できるよう，成年後見制度の利用促進に向け，成年後見制度利用支援事業の実施や <br> 周知啓発に取り組む。 |
| 81 | 【取組名】成年後見制度の担い手の育成•支援 <br> 判断能力が十分でない知的障がい者や精神障がい者が，親なき後も安心して生活が <br> できるよう，関係課や成年後見支援センターと連携して法人後見人等の育成•支援 <br> を図る。 |  |

## 基本施策3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がい者が社会的な障壁を感じることがないよう，必要な情報を取得•利用することや円滑な意思疎通の支援を図ります。

【施策指標】日常生活や社会生活で必要な情報を取得できている障がい者の割合

| 現状 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 2022 | （令和 4） | 年度末 |
| 89．0\％ |  |  |



| 目標値 |
| :---: |
| $2029($ 令和 11$)$ | 年度末

【施策】情報アクセシビリティの向上
○•••重点取組

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 82 |  | 【取組名】情報バリアフリーの推進 <br> 「ユニバーサルデザイン文書マニュアル」や「情報バリアフリー推進ガイドライン」 に基づき，市民にわかりやすい文書の作成に努めるほか，障がい特性に応じた情報提供について市民や企業等に周知啓発を行い，情報バリアフリーを推進する。 |
| 83 | $\bigcirc$ | 【取組名】情報アクセシビリティの向上 <br> 広報紙等の点字•音声版作成や，どのブラウザからアクセスしても音声読み上げに対応したホームページの作成，デジタルを活用した情報発信など，障がい特性に応 じた情報提供に取り組み，情報アクセシビリティの向上を図る。 |
| 84 |  | 【取組名】障がい者のI C T 利用の促進 <br> 障がい者が情報を円滑に取得できるよう，I T 講習会の開催など，I C T 技術の知識の向上を図る。 |
| 85 |  | 【取組名】視覚障がい者等の読書を支える図書館サービスの充実 <br> 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）に基 づき，障がいの有無にかかわらず読書に親しめる環境を作るため，アクセシブルな資料•情報の作成•収集•提供や，障がいの種類•程度に合わせた円滑な利用を支援 する取組の充実を図る。 |

【施策】意思疎通支援の充実
○•••重点取組

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 86 | $\bigcirc$ | 【取組名】意思疎通支援の充実 <br> 聴覚障がい者や視覚障がい者が円滑に情報を取得できるよう，養成講座等の実施に より，音訳•点訳•手話通訳等の意思疎通支援者を養成するとともに，聴覚障がい者等が日常生活を営む上でコミュニケーションを行う場合に，手話通訳者や要約筆記者，盲ろう者通訳•介助員等を派遣する。 |
| 87 |  | 【取組名】I CTを活用したコミュニケーション支援の充実 <br> 障がい者が円滑に意思疎通ができるよう，タブレット端末を活用した遠隔手話通訳 サービスや音声筆談による窓口対応などI C T を活用したコミュニケーション支援 の充実を図る。 |

## 基本施策4 施設等のバリアフリーの推進

障がい者が社会的な障壁を感じることがないよう，身近な生活基盤のバリアフリーの推進 を図ります。

【施策指標】外出先の建物設備を支障なく利用している障がい者の割合

| 現状 |
| :---: |
| 2022 （令和 4）年度末 |
| $83.7 \%$ |



| 目標値 |
| :---: |
| $2029($ 令和 11$)$ 年度末 |
| $90.0 \%$ |

【施策】公共施設等のバリアフリーの推進
○•••重点取組

|  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: |
| 88 | 【取組名】障がい者用駐車スペースの適正利用の促進県の「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」と連携し，障がい者用駐車スペース の利用対象者を分かりやすく表示した本市独自の案内標識を作成し，全市有施設の障がい者用駐車スペースに配置することにより，内部障がい者など外見からは分か りにくい障がいのある人をはじめ，高齢者やけが人，妊産婦など徒歩での移動に配慮が必要な人も，いつでも安心して駐車できるよう駐車スペースを確保するととも に適正利用の促進を図る。 |
| 89 | 【取組名】道路のバリアフリーの推進 <br> 子どもから高齢者，障がい者まで誰もが安全•安心に通行できる歩行空間創出のた め，公共施設や福祉施設の周辺道路を優先に点字ブロックや歩道の整備及び修繕を行う。 |
| 90 | 【取組名】公共的施設のバリアフリーの推進高齢者，障がい者をはじめとする多くの市民が利用する民間の公共的施設のバリア フリー化を促進するため，事業者等に対し，バリアフリー化への一層の周知を図る ほか，傾斜路，手すり，エレベーター，便所の改修費の一部を補助し，福祉のまちづ くりを推進する。 |

## 基本施策5 災害時支援•地域の多様なネットワーク機能の充実

障がい者が社会や地域において適切な理解と配慮が確保され，災害時に迅速な対応ができ るよう，平常時から支え合う支援体制の充実を図るなど，災害時支援•地域の多様なネット ワーク機能の充実を図ります。

【施策指標】災害時要援護者台帳共有地区数

| 現状 |
| :---: |
| 2022 （令和 4）年度末 |
| 34 地区 |



| 目標値 |
| :---: |
| $2029($ 令和 11$)$ 年度末 |
| 39 地区 |

## 【施策】災害対策の充実

○•••重点取組

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :--- |
| 91 |  | 【取組名】障がい特性に応じた防災対策の充実 <br> 災害時に迅速な避難ができるよう，平常時からの避難場所の周知のほか，障がい特 <br> 性に応じた災害情報の伝達を行う。 |
| 92 | O | 【取組名】災害時要援護者支援事業の推進 <br> 高齢者や障がい者など災害発生時に支援を必要とする要援護者に対し，日頃からの <br> 声かけ・見守り活動を行うとともに，災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行 <br> えるよう，地域における支援体制の整備を推進する。 |

【施策】地域の多様なネットワーク機能の充実 ○•••重点取組

| No |  | 取組名•取組内容 |
| :---: | :---: | :--- |
| 93 | O | 【取組名】自立支援協議会の活動の充実 <br> 障がい者の自立支援，就労及び権利擁護等の推進に向け，関係機関等が情報を共有 <br> し，連携を図るとともに，各部会におおいて，課題解決に向けた検討，意見交換等を行ら。 |
| 94 |  | 【取組名】孤立死防止対策の推進（栃木県とちまる見守りネット） <br> 孤立死を防止するため，地域おいて福祉活動を行う人材や福祉団体，民間事業者な <br> どとも連携を図りながら，多様な見守り活動を実施する。 |

## 施策体系

基本目標1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現


基本目標 2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現
基本施策1 発達支援の充実


学校組織の対応力強化と教員の指導力の向上
早期から一貫した支援のための連携の強化
教育的ニーズに応じた多様な学びの充実
発達支援児保育の推進
宮っ子ステーション事業の充実

基本施策2 相談支援の充実


地域生活支援体制の充実
地域における相談支援体制の充実
精神保健福祉相談•訪問指導事業の推進
精神障がい者の地域生活への移行促進
難病患者に関する相談事業の推進
ここ・ほっと巡回相談事業（園訪問•職員向け研修）の充実
再揭

子ども発達相談室事業の充実
＊•••重点取組


基本目標 3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現


基本施策2 権利擁濩の充実


成年後見制度の利用促進
成年後見制度の担い手の育成•支援

情報バリアフリーの推進
情報アクセシビリティの向上
障がい者のlCT利用の促進
視覚障がい者等の読書を支える図書館サービスの充実

| 意思疎通支援の充実 |
| :--- |
| 1CTを活用したコミュニケーション支援の充実 |

－基本施策4 施設等のバリアフリーの推進
公共施設等のバリアフリーの推進
障がい者用駐車スペースの適正利用の促進
道路のバリアフリーの推進
公共的施設のバリアフリーの推進

$\star \cdot$ •重点取組

## 第5章 計画の推進体制

## 1 計画内容の周知•啓発

本計画の推進に当たっては，市民や団体，事業者，関係機関等の協力を得られるよう，広報紙・ホームページへの掲載や各種団体等を通じた周知など，あらゆる機会を捉えて，効果的な周知と意識の啓発に努めます。

## 2 庁内推進体制

本計画を着実に推進し，障がい者福祉の向上を図るため，保健•医療，教育，雇用に関連する市の関係部局と連携しながら事業を推進します。

## 3 庁外推進体制

本計画を推進していくためには，保健福祉の観点からのみならず，医療，教育，雇用等 の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり，医療機関，教育機関，公共職業安定所，障 がい者団体等の関係機関で構成する宇都宮市障がい者自立支援協議会及び宇都宮市発達支援ネットワーク会議を活用し，サービス提供体制の確保に係る取組や事業の充実に向け た検討を行います。

## 4 PDCAサイクルによる計画の分析•評価

目標及び各事業の進捗状況などについて，少なくとも年1回，分析•評価を行い，宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会において，意見をいただくとともに，適宜，当事者である障がい児•者からも意見をいただき，必要に応じて計画の変更や見直し等を行います。
＜PDCAサイクルのイメージ＞



（事務局）障がい福祉課•子ども発達センター

宇都宮市障がい者福祉プラン等策定委員会設置要綱

## （趣旨）

第1条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第11条第3項に定める市町村障害者計画（以下「障害者計画」という。），障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88条に基づく市町村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 3 条の 20 に定める市町村障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）を策定するため，宇都宮市障がい者福祉プラン等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 （所掌事務）
第2条 委員会の所掌事務は，次のとおりとする。
（1）障害者計画，障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
（2）その他障害者計画，障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関して必要な事項に関すること。
（組織）
第3条 委員会は，委員長，副委員長及び委員をもつて組織する。
2 委員長には保健福祉部次長，副委員長には子ども部次長をもって充てる。
3 委員には，別表1に掲げる者をもつて充てる。
4 委員長は，委員会を総理する。
5 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，副委員長が，そ の職務を代理する。
（会議）
第4条 委員会の会議は，委員長が招集し，委員長がその議長となる。
2 委員会は，必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め， その意見を聴くことができる。
（策定作業部会）
第5条 第2条に規定する所掌事務について調査研究及び連絡調整を行うため，委員会に策定作業部会を置く。
2 策定作業部会は，部会長，副部会長及び部会員をもつて組織する。
3 部会長には障がい福祉課長補佐を，副部会長には子ども発達センター副所長 をもつて充てる。
4 部会員は，別表2に掲げる課•室の職員のらち，当該課•室長が指名する者 をもつて組織する。
5 部会長は，策定作業部会を総理する。

6 前条第 1 項及び第 2 項の規定は，策定作業部会について準用する。 （庶務）
第6条 委員会及び策定作業部会に関する庶務は，保健福祉部障がい福祉課及び子ども部子ども発達センターにおいて処理する。 （補則）
第7条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営について必要な事項は，委員長が別に定める。

附 則
この要綱は，令和5年4月3日から施行する。

## 別表1（第3条関係）

財政課長，政策審議室長，保健福祉総務課長，高齢福祉課長，障がい福祉課長，保健予防課長，子ども政策課長，子ども発達センター所長

## 別表2（第5条関係）

財政課，政策審議室，保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課，保健予防課，子ども政策課，子ども発達センター

## 策 定 経 過

| 年月 | 会議等 | 主な内容等 |
| :---: | :---: | :---: |
| 令和 5 年 4 月 | －庁内関係課長会議 | －計画の策定体制及びスケ ジュール等について |
| 令和 5 年 5 月 | －障がい者手帳所持者，障がい福祉 サービス等利用者，事業所向けアン ケート調査の実施 |  |
| 令和 5 年 6 月 | －関係団体との意見交換 |  |
| 令和 5 年 7 月 | －第1回社会福祉審議会全体会 |  |
|  | －第2回子ども子育て会議 | －計画の策定体制及びスケ ジュール等について |
| 令和 5 年 8 月 | - 第 1 回策定委員会 <br> - 第 1 回自立支援協議会 <br> - 第 1 回発達支援ネットワーク会議 <br> - 第 1 回社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 | －課題の総括，計画の基本理念及び基本目標等について |
| 令和 5 年 10 月 | －第2回障がい者計画等策定委員会 | －骨子（案），施策体系（案），目標設定等について <br> －障がい福祉サービス等見込量及び確保策について |
| 令和 5 年 11 月 | - 第 2 回発達支援ネットワーク会議 <br> - 第4回子ども子育て会議 <br> - 第 2 回自立支援協議会 | －計画（骨子案）について |
|  | －第2回策定委員会 | －計画（素案）について |
| 令和 5 年 12 月 | －第 2 回社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 <br> - 第 5 回子ども子育て会議（書面） <br> - パブリックコメントの実施 | －計画（素案）について |
| 令和 6 年 1 月 | －第3回策定委員会 | －パブリックコメントの概要とその対応について |
| 令和 6 年 2 月 | －第3回社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 <br> －第 7 回子ども子育て会議 | －パブリックコメントの概要とその対応について <br> －提言書（案）について |
|  | - 第 2 回社会福祉審議会全体会 <br> - 社会福祉審議会から提言書の提出 <br> - 庁議 | －計画決定 |

# 「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」 <br> 「第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画•第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」策定に係る提言 

令和6年2月15日
宇都宮市社会福祉審議会

## 1 提言にあたって

本審議会は，市が「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく「第 6 次宇都宮市障がい者福祉プラン（以下「第 6 次プラン」という。）」及び，「障害者総合支援法」第 88条第 1 項及び「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「第 7 期宇都宮市障がい福祉サービ ス計画（以下「第 7 期サービス計画」という。）•第 3 期宇都宮市障がい児福祉サービ ス計画（以下「第3期障がい児計画」という。）」を策定するにあたり，総合的かつ専門的な見地から意見を提言するものである。

本審議会は，障がい者福祉専門分科会において，令和5年8月28日の第1回会議以降，3回の会議を開催し，様々な議論を重ねてきた。

障がい者を取り巻く社会環境の変化として，国においては，「医療的ケア児支援法」 や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行により，増加する医療的ケア児への支援の充実や障がい者の情報アクセシビリティの向上等が図ら れているところであり，更には，「改正障害者差別解消法」の施行が予定されているこ とから，障がいへの一層の理解促進が期待される。また，市においては，栃木県で開催 された全国障害者スポーツ大会のレガシー継承やLRT開業による公共交通の充実等に伴う社会参加活動の促進が求められているところである。

このような社会環境の変化を捉えながら，市においては，障がい者一人ひとりが個人 として尊重され，真の意味で社会の一員として暮らすことができ，様々な人と共に支え合いながら，生きていくことの喜びを分かち合える地域共生社会の実現に向けた取組 を，より一層推進していく必要がある。

本審議会は，このような基本的な認識のもとに，この提言をまとめたところである。
市においては，「第 6 次プラン」•「第 7 期サービス計画•第 3 期障がい児計画」を策定するにあたり，この提言の趣旨を十分に反映するとともに，計画を推進するにあた っては，市民，関係機関及び行政が連携しながら，障がい福祉施策を総合的•計画的に推進していくことを期待するものである。

## 2 対応すべき課題について

「第5次プラン」においては，「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現」を基本理念に掲げ，これ まで様々な障がい福祉施策を推進するとともに，「第6期サービス計画•第2期障がい児計画」においては，国の基本指針に基づき，障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の計画的かつ安定的な確保に努めてきたところである。

「第 6 次プラン」•「第 7 期サービス計画•第 3 期障がい児計画」を策定するにあたつ ては，「第5次プラン」•「第6期サービス計画•第2期障がい児計画」の評価から導き出 された課題や，法改正等の障がい者を取り巻く社会環境の変化，障がい者手帳所持者•障 がい福祉サービス等の利用者及び障がい福祉サービス等の提供を行っている事業所を対象として実施したアンケート調査の結果，関係団体との意見交換会で把握した課題など を的確に捉え，計画に反映させる必要がある。

## （1）障がい者の社会的自立の促進について

- 企業と障がい者が就労に係る相互理解を図る取組の充実が必要
- 経済的自立に向け，一層，工賃向上のための支援の充実が必要
- 豊かな生活が送れるよう文化芸術活動・スポーツなど社会参加の促進が必要
- 余暇活動や社会参加ができるよう更なる外出支援の充実が必要


## （2）障がい者の地域生活支援の充実について

- 緊急時等に対応できる相談体制の更なる充実が必要
- サービスの利用実績を踏まえた提供体制の充実が必要
- 親なき後を見据えた支援について，障がいの重度化•高齢化に対応した住まいの場 の確保や相談体制の充実など，地域で自立した生活に向けた支援が必要
- 障がいの早期発見•早期療育が必要
- 切れ目ない支援の充実が必要
- 医療的ケア児の受け入れ体制の充実が必要
- 精神障がい者の地域移行を進める取組の強化が必要


## （3）障がい者への理解や配慮の促進について

－障がいの有無に関わらず，同一内容の情報を同一時点で得られるよう，デジタル活用等による情報アクセシビリティの向上を図ることが必要

- 民間事業者における合理的配慮の提供の促進が必要
- 障がい～の理解を一層深めることができるよう幼少期からの障がいへの理解促進が必要
- 人権が守られるよう権利擁護の取組•体制の充実が必要
- 災害時において，適切な避難や安心した避難生活が送れるよう，災害対策の充実が必要


## 3 計画に対する審議会からの意見

## 【第6次プラン】

第 6 次プランについては，基本理念の実現に向け， 2 に記載した課題に的確に対応し た施策•事業の展開を図るため，計画の柱となる目標を設定するとともに，次のことに ついて計画的に推進する必要がある。

## （1）自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現【基本目標1】

－自らの能力を最大限発揮し，自己実現が図れるよう，企業と障がい者が就労に係 る相互理解を図る取組や経済的自立に向けた工賃向上への支援など就労支援の充実 を図る必要がある。
－障がい者が社会を構成する一員として，より充実した社会生活を送れるよう，文化芸術・スポーツ活動の機会の創出など社会参加を推進するとともに，障がいの特性に応じた移動支援の充実や移動しやすい環境の整備など外出•移動支援の充実を図る必要がある。

## （2）乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現【基本目標2】

－乳幼児期から生涯にわたり成長を促し，社会の中で生活していくために，切れ目 のない一貫した支援を受けられるよう，関係機関が連携し，発達支援を必要とする子どもの早期発見や早期療養を推進するなど療育の推進を図る必要がある。
－障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう，重度障がい者にも対応した グループホームの設置促進など住まいの場の充実や，それぞれの障がい特性に配慮 したきめ細やかな相談支援体制の充実を図るとともに，保健•医療や障がい福祉サ ービス等の充実を図る必要がある。

## （3）互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現【基本目標3】

－障がい者が個性と人格を尊重され，社会的障壁を感じることなく，地域において適切な配慮がされるよう，幼少期からの障がいへの理解促進や民間事業者による合理的配慮の提供の促進を図るとともに，災害時などの非常時においても助け合いがで きるよう，地域における支援体制の充実を図る必要がある。
－障がい者の人権•尊厳が守られるよう，虐待防止の推進や成年後見制度の利用促進など障がい者の権利擁護の充実を図るともに，障がい者の暮らしやすい社会の実現に向け，情報アクセシビリティの向上や施設等のバリアフリーの推進を図る必要 がある。

## 【第7期サービス計画•第3期障がい児計画】

## （1）目標の設定について

障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスについては，国の基本指針や本市の現行計画における取組の進捗状況及び現況等に基づき適切に目標を設定するとともに，目標達成に向けた取組を着実に進める必要がある。

## （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行について

本市の施設入所者の重度化•高齢化の状況を踏まえ，今後，施設に入所する障が い者が，本人や家族の希望のもと，住みたいと思ら地域で安心した地域生活を送れ るよう，重度の障がい者に対応したグループホームの整備を促進するなど，地域で自立した生活に向けた支援を一層進めていく必要がある。
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について
近年，増加傾向である精神障がい者が地域の一員として安心して暮らすことがで きるよう，精神障がい者の地域移行にあたっては，保健•医療•福祉関係者等が連携して情報共有や意見交換を行うなど，地域移行につなぐための体制強化に係る取組を実施する必要がある。
（3）地域生活支援の充実について
親なき後などを見据え，相談支援や緊急時の受入体制の更なる充実，本人の自立 に向けた支援の充実等を図るとともに，整備した地域生活支援体制について，運用状況の検証及び検討を行い，機能充実を図る必要がある。

また，強度行動障がいを有する者の支援体制の整備に向けて，支援ニーズの把握 や支援に向けた体制の検討に取り組む必要がある。
（4）福祉施設利用者の一般就労への移行等について
自立支援協議会就労支援部会において，一般就労に関する情報共有を図るととも に，関係機関との連携を強化しながら，事業所における一般就労の取組に係る支援 の充実を図る必要がある。

## （5）障がい児支援の提供体制の整備等について

障がい児が適切な支援を受けられるよう，早期発見•早期療育につなげるための各種相談機能の充実•強化や通所支援事業者の療育の質の維持•向上を図るととも に，重症心身障がい児の受入体制の充実や医療的ケア児等の支援の充実強化に取り組む必要がある。

## ⑥ 相談支援体制の充実•強化等について

障がい者が障がいの種別や個々のニーズに対応したサービスを適切に利用できるよう基幹相談支援センターや障がい者生活支援センター，


また，新たに整備された保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」などの関係機関と連携しながら，総合的•専門的な相談支援に努める必要がある。

## （7）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築について

障がい福祉サービス等の多様化や事業所の増加に伴い，これまで以上に必要とす るサービスを適切に提供することが求められていることから，障がい福祉サービス等の質の向上を図るため，各種研修の実施などに取り組むとともに，事業所におけ る人材の確保や専門性の向上を支援する取組を実施する必要がある。
## （2）障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の見込量の確保について

国の基本指針に基づき，現在の利用者数を基礎として，直近の利用実績，今後の行政の取組などを勘案し，必要となる各サービスの見込量を適切に見込むとともに，そ の見込量を確保するための方策について着実に取り組む必要がある。

## 4 計画の推進にあたって留意すべき点について

計画を推進するにあたり，以下の点に留意して取り組むことが必要である。
－障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう，市•事業所•福祉団体•地域団体や医療，教育，雇用等の関係者が，適切な役割分担のもと，連携を強化 し，事業を推進すること
－障がい福祉サービス等は，障がい者やその家族の生活を継続する上で欠かせないも のであることから，サービス事業所等と連携しながら，安定的かつ継続的なサービス提供の確保に努めること
－計画の周知•啓発にあたっては，市民にわかりやすい方法で情報提供することはも とより，障がい者に対しては，障がい特性に応じた情報提供に努めること
－計画を着実に推進するために，PDCAサイクルに基づき，定期的に分析及び評価 を行うこと。なお，施策•事業等の評価にあたつては，進捗等を適切に評価できるよ う，評価基準を明確にし，行うとともに，その結果については，当審議会に報告し，必要に応じて計画の修正や見直しを行うこと

結びに，本審議会は，障がい者の個性と人格が尊重され，自らの能力を発揮し自己実現を図りながら，生涯にわたって日常生活や社会生活が安心で豊かなものとなるよう，市が計画を着実に推進し，「障がいのある人もない人も共に支えあう地域共生社会」が実現することを期待する。

## 【参考】

## 1 社会福祉審議会開催経過

## 【全体会】

| 回 | 開催日 | 審議内容 |
| :---: | :--- | :--- |
| 第 1 回 | 令和 5 年 7 月 13 日 | •委員改選に伴う委員長等の選出について <br> •令和 5 年度全体会及び専門分科会の調査審議 <br> 予定案件について |
| 第 2 回 | 令和 6 年 2 月 15 日 | •令和 5 年度専門分科会の調査審議結果について <br> •令和 6 年度全体会及び専門分科会の調査審議 <br> 予定案件について |

【障がい者福祉専門分科会】

| 回 | 開催日 | 審議内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 第1回 | 令和 5 年 8 月 28 日 | －「（仮称）第 6 次宇都宮市障がい者福祉プラン」•「（仮称）第 7 期宇都宮市障がい福祉サービス計画•第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」 の策定について <br> －障がい者•児を取り巻く社会環境の変化及びニ ーズ調査結果等の概要について <br> －第5次宇都宮市障がい者福祉プランの進捗状況 について <br> －第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画•第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画の進捗状況 について <br> - 課題の総括について <br> - 障がい者福祉プランの基本理念（案）と基本目標（案）及び障がい福祉サービス計画•障がい児福祉サービス計画の目標設定について |
| 第2回 | 令和 5 年 12 月 19 日 | －「（仮称）第 6 次宇都宮市障がい者福祉プラン」•「（仮称）第 7 期宇都宮市障がい福祉サービス計画•（仮称）第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の素案について |
| 第3回 | 令和6年2月7日 | －パブリックコメントにおける意見の概要と その対応（案）について <br> －宇都宮市社会福祉審議会からの提言書（案） について <br> －障がい者福祉専門分科会審査部会の活動状況等 について |

## 2 宇都宮市社会福祉審議会（障がい者福祉専門分科会）委員名簿

|  | 所 属 団 体 | 氏 名 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 議市 } \\ & \text { 責 } \\ & \text { 会 } \end{aligned}$ | 宇都宮市議会議員 | 福田 久美子 |  |
| $\begin{aligned} & \text { 社 } \\ & \text { 会 } \\ & \text { 福 } \\ & \text { 祉 } \\ & \text { 事 } \\ & \text { 䍭 } \\ & \text { 事 } \\ & \text { 者 } \end{aligned}$ | 宇都宮市民生委員児童委員協議会 | 福田 敏子 |  |
|  | 宇都宮市知的障害者育成会 | 鈴木 勇二 |  |
|  | 宇都宮精神保健福祉会 | 興野 憲史 |  |
|  | 宇都宮圏域障害者就業•生活支援センター | 渡辺 弘一 |  |
|  | 栃木県障害施設•事業協会 | 中澤 和男 |  |
|  | 宇都宮市障害者福祉会連合会 | 麦倉 仁巳 | 会長 |
| $\begin{aligned} & \text { 学 } \\ & \text { 識 } \\ & \text { 経 } \\ & \text { 験 } \end{aligned}$ | 宇都宮大学共同教育学部 | 池本 喜代正 | 職務代理 |
|  | 宇都宮市医師会 | 増山 哲茂 |  |
|  | 宇都宮市歯科医師会 | 安藤 明秀 |  |
| $\begin{aligned} & \text { 市 } \\ & \text { 民 } \\ & \text { 代 } \\ & \text { 表 } \end{aligned}$ | 公募 | 郷間 秀美 |  |
|  | 公募 | 関谷 涼子 |  |

【敬称略】

## 利用者•事業所実態調査結果

## 1 調査の目的

「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び「第7期宇都宮市障がい福祉サ ービス計画•第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の策定にあたり，障 がい者の生活実態やサービス等に関する現状と今後の意向を把握し，各種施策 や事業の基礎資料とするため。

## 2 対象者

○本市の障がい者手帳所持者（身体•知的•精神）及び障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等利用者のうち，男女別，年齢別に偏りがないよう層化無作為抽出した 2,648 人（うち 18 歳未満 547 人）
○本市において障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の提供を行 っている 229 法人

## 3 調査期間

令和 5 年 5 月 16 日（火）～6月13日（火）

## 4 調査方法

郵送によるアンケート調査

## 5 回収結果

## 【利用者】

| 発送数 | 回答数 | 回答率 |
| :---: | ---: | :---: |
| 2,648 人 | 1,233 人 | $46.6 \%$ |

【事業所】

| 発送数 | 回答数 | 回答率 |
| :---: | ---: | :---: |
| 229 事業所 | 142 事業所 | $62.0 \%$ |

## 6 アンケートの主な結果

## 利用者

（1）生活全般について

## ア 介護者

－主な介護者については，「父母•祖父母•兄弟」が $47.9 \%$ と最も多く，次に「ホームヘルパーや施設職員」が $13.0 \%$ となっており，家族が介護 をしている利用者は約 6 割であります。
－また，介護者の性別については，82．1 \％が「女性」で，年齢も「60歳以上」が $36.3 \%$ を占めており，介護者の高齢化が見受けられます。
－現在の介護者が介護をできなくなった場合，家族に頼む人や障がい福祉 サービスを利用する人が多数いる一方で，「どうしたら良いかわからない」 と回答した人が $26.3 \%$ となっており，今後，介護者がいなくなった場合の ことを不安に感じている状況です。

【主な介護者】


【介護者の年齢】


【介護者が介護できなくなった場合】


## イ 住まい

－現在の暮らしについては，「家族と暮らしている」が $45.7 \%$ と最も多く，次に「親と暮らしている」が $27.3 \%$ と 7 割以上が家族と暮らしています。
－今後希望する生活については，「今までと同じように暮らしたい」が $55.6 \%$ と最も多く，次に，「家族で暮らしたい」が $12.8 \%$ ，「グループホー ムで暮らしたい」が $8.8 \%$ となっています。
－将来「グループホームで暮らしたい」と回答した人のうち，「将来，市内のグループホームの入居を検討」している人が $83.5 \%$ となっており，グ ループホームの需要が高いことがうかがえます。
－地域移行や親なき後の備えのために必要な支援については，「必要な在宅サービスなどが適切に受けられること」が $58.3 \%$ と最も多く，次に「経済的な負担の軽減」が $59.2 \%$ ，「障がい者に適した住居の確保」が $51.0 \%$ ，「相談する相手が身近にいること」が $49.9 \%$ となっています。

【現在の暮らし】
介護保険の施設
（特別養護老人 その他


【今後希望する生活】


【地域移行や親なき後の備えのために必要な支援】


## ウ 生活

－スマートフォンなどの携帯電話やタブレット端末については，「持って いる」と回答した方が全体で $52.4 \%$ であり，年齢別では，18歳以上の方 は $61.1 \%$ となっています。
－また，障がい種別ごとでは，「持っている」と回答した方は，身体障が い者が $55.8 \%$ ，知的障がい者が $36.7 \%$ ，精神障がい者が $82.4 \%$ となって います。
－スマートフォンなどの携帯電話やタブレット端末の使い方については，「電話」が $83.3 \%$ と最も多く，「インターネット検索」が $65.2 \%$ ，「メー ル」 $53.7 \%$ ，「アプリのインストール」 $39.8 \%$ となっています。
－スポーツや芸術活動については，「行っていない」が 6 割を占めており， より多くの障がい者がこれらを行うために必要なことは，「移動手段の確保」が $55.2 \%$ と最も多く，次に，「一緒に活動する仲間」が $54.3 \%$ ，「情報の取得」が 49．1 \％となっています。

【スマートフォンなどの携帯電話やタブレット端末を使う場面】


【より多くの障がい者がスポーツや芸術活動を行うために必要なこと】


## 工 外出

－外出の目的については，「買い物」が $65.0 \%$ と最も多く，次に「医療機関への受診」が $59.5 \%$ となっています。
－また，外出で困ることについては，「特にない」が $26.2 \%$ と最も多く，次に「外出にお金がかかる」が $22.5 \%$ ，「公共交通機関が少ない」が $19.5 \%$ となっています。

【外出の目的】


【外出で困ること】


## オ 就労等

－日中の主な過ごし方については，「福祉施設や作業所等で，工賃（賃金） を得る仕事をしている」が $28.7 \%$ と最も多く，次に「自宅で過ごしている」 が $14.5 \%$ ，「一般の高校，小中学校に通っている」が $10.2 \%$ となっています。
－また，「福祉施設や作業所等で工賃（賃金）を得る仕事をしている」と回答 した人の $75.1 \%$ が「現在行っている仕事を続けていきたい」と回答してい ます。
－就労支援で必要なことについては，「職場の障がい者への理解」が $56.2 \%$ と最も多く，次に「通勤手段の確保」が $47.6 \%$ となっています。

## 【日中の主な過ごし方】



【就労支援で必要なこと】



## 力 相談等

－困ったことの相談相手については，「家族や親戚」が $68.8 \%$ と最も多く，次に「福祉施設の職員•指導員（相談支援専門員など）」が $23.1 \%$ となって おり，「相談する人がいない，わからない」と回答した人は $7.3 \%$ ととなっ ています。
－相談する時に困っていることについては，「特にない」が $46.0 \%$ と最も多 く，次に「相談先がわかりづらい」が $23.2 \%$ ，「身近なところで相談ができ ない」が $14.2 \%$ となっています。
－日常生活や社会生活で困っていることについては，「将来の生活のこと」 が $40.1 \%$ と最も多く，次に「経済的なこと」が $23.0 \%$ となっています。

## 【困ったことの相談相手】



【日常生活や社会生活で困っていること】


## （2）障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等について

－利用者の満足度について，「満足」，「やや満足」と回答した人の割合が 7割を超えているサービスは，「重度訪問介護」，「施設入所支援」，「自立訓練 （機能訓練，生活訓練）」，「就労移行支援」，「児童発達支援」，「放課後等デ イサービス」，「訪問入浴サービス」，「地域活動支援センター」となっていま す。

## 【サービス満足度】


※ 各サービスの利用者に対し，「満足・やや満足・ふつう・やや不満•不満」
で満足度を調査し，「満足・やや満足」と回答した人の割合になります。
※ 「医療型児童発達支援」は調査母数が少ないため，参考値になります。

## （3）差別解消や権利擁護について

－過去1年間で差別や偏見を感じる場面の有無について，「たびたび感じた」 と回答した人が $8.6 \%$ ，「ときどき感じた」と回答した人が $20.8 \%$ となって います。
－また，その場面については「買い物」が $52.9 \%$ ，「食事」が $30.3 \%$ ，「公共交通」が $26.4 \%$ となっています。
－差別解消のために必要なことについては，「市民や民間事業者に対する周知啓発」が $50.6 \%$ と最も多く，次に，「ヘルプマーク・ヘルプカードの周知•啓発」が $32.3 \%$ となっています。
－成年後見制度について，「制度を知らない」と回答した人は $43.9 \%$ となっ ています。
－成年後見制度に関して，どのような情報が提供されればよいと思いますか については，「後見人になってくれる人にどのような人がいるかの具体的な情報」が $61.9 \%$ で最も高く，次いで「どのような場合に利用されているかな どの具体的な事例」が $61.6 \%$ となっています。

## 【差別解消に必要なこと】



【成年後見制度に関して提供してほしい情報】


## （4）災害について

－日頃から備えていることについて，「特に対策を立てていない」と回答し た人が $45.6 \%$ と最も多く，次に「家族と避難方法を決めている」が $27.3 \%$ となっています。
－災害が起きた時に不安に思うことについて，「避難所で他の人と生活する のが難しいこと」が $48.5 \%$ と最も多く，次に，「避難所まで自力で行けない こと」が $38.7 \%$ となっています。

【日頃からの備え】


【災害時に不安に思うこと】


## （3）今後のサービスの充実について

－「家族などの体調不良などの緊急時に利用できる施設を充実して欲しい」 が $42.8 \%$ と最も多く，次に，「サービスの利用について申請方法や手続きを分かりやすくして欲しい」が $37.7 \%$ となっています。

【今後，充実してほしいこと】


## 事業所

## （1）事業運営について

－提供している障がい福祉サービス等については，「就労継続支援（A型• B型）」が $40.1 \%$ と最も多く，次に「居宅介護」が $28.9 \%$ ，「共同生活援助 （グループホーム）」が $25.4 \%$ ，「相談支援（計画相談•地域移行支援•地域定着支援）」が $22.5 \%$ となっています。
－事業を運営する上での課題については，「職員の確保」が $77.5 \%$ と最も多 く，次に「職員の育成」が $71.1 \%$ ，「報酬単価の低さ」が $40.1 \%$ となってい ます。

## 【提供しているサービス】



## 【事業を運営する上での課題】



## （2）職員について

－職員の充足状況については，「やや不足している」が $58.5 \%$ と最も多く，「非常に不足している」との回答も $8.5 \%$ となっており，併せて約 7 割の事業所が職員不足を感じています。
－常勤職員の 1 年間の採用者数は 211 人，離職者数が 80 人，そのうち 49 人が 3 年未満の離職となっており，離職率の高さがうかがえます。
－職員が離職する原因については，「他の仕事を希望した」が $31.7 \%$ と最 も多く，次に「職場の人間関係の問題があった」が $25.4 \%$ となっています。
－人材確保のための取組については，「ハローワークを通じて募集した」
が $71.1 \%$ と最も多く，次に「インターネットの求人サイトを利用した」が 57．0\％となっています。

【職員の充足状況】


## 【職員が離職する原因】



## 【人材確保のための取組】



## ③ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の提供について

－利用ニーズが増えていると 5 割以上回答しているサービスについては，「居宅介護」，「短期入所（ショートステイ）」，「相談支援（計画相談支援•地域移行支援•地域定着支援）」となっています。

【利用ニーズが増えているサービス】


## （4）地域生活への移行等について

－地域移行に必要なことは，「地域住民の正しい理解や協力」が $63.4 \%$ と最 も多く，次に「地域の相談支援体制の充実」が $49.3 \%$ となっています。
－介護者の高齢化により介護ができなくなることに備えるために必要なこ とは，「夜間の支援体制の充実（緊急時の対応，介護•医療的ケア等）」が $44.4 \%$ と最も多く，次に「ショートステイの受け入れ体制の整備」が $43.7 \%$ となっています。
－障がいの重度化により介護ができなくなることに備えるために必要なこ とは，「重度の障がいのある方や，性別や年齢，障がい種別•特性等に応じ たグループホームへの入居」が $70.4 \%$ と最も多く，次に「夜間の支援体制の充実（緊急時の対応，介護•医療的ケア等）」が $38.7 \%$ となっています。

【地域移行に必要なこと】


【介護者の高齢化による必要な備え】


【障がいの重度化による必要な備え】


## （5）グループホーム等について

－将来市内のグループホームを検討している利用者は，「何年後かはわから ないが，将来の入居を検討」が $69.1 \%$ と最も多く，次に「1 年以内の入居 を検討」が $10.5 \%$ となっています。また，「市内のグループホームを希望」 が $97.3 \%$ で，「市外のグループホームの希望」が $2.7 \%$ となっています。
－重度の障がいのある方に対応できるグループホームの開設が促進される ために必要なことは，「グループホーム建設に対する公的支援，補助制度の充実」が必要と答えた事業所が最も多く，次に「人材の確保」，「重度の障が いに対応するための人材育成」が多くなっています。

【将来市内のグループホームを検討している利用者】


## ⑥障がい児への支援について

－障がい児への支援で必要なことは，「個々の特性に応じた療育の充実」が $59.2 \%$ と最も多く，次に「障がいの早期発見，早期支援の充実」が $54.9 \%$ ，「医療•保健•教育との連携強化，情報交換の場の設定」が $52.8 \%$ となって います。
－医療的ケア児の受け入れ状況については，「受け入れていない」が $69.0 \%$ と最も多く，次に「受け入れている」が $9.9 \%$ となっています。

【障がい児への支援に必要なこと】


【医療的ケア児の受け入れ状況】


## （7）強度行動障がいについて

－強度行動障がいのある方に対するサービス提供状況については，「対象と なるサービスを提供していない」が $50.0 \%$ と最も多く，次に「サービスを提供している」が $14.8 \%$ ，「サービスの提供体制が整っていない」が $14.1 \%$ と なっています。
－また，「サービスを提供している」のうち，支援している障がい児は 44人，障がい者は95人となっています。（2 1 事業所）
－強度行動障がいのある方への支援で必要なことは，「支援員の確保」が $31.7 \%$ と最も多く，次に「研修などによる支援員の支援力向上」が $28.2 \%$ と なっています。

【強度行動障がいのある方に対するサービス提供状況】


【強度行動障がいのある方への支援で必要なこと】


## （8）就労について

－一般就労に必要なことは，「社会全体の障がい者雇用への理解促進」が $75.4 \%$ と最も多く，次に「施設•事業所と企業とのつながり・情報交換」が 61． $3 \%$ となっています。
－工賃の向上に必要なことは，「事業所の経営改善のための支援の強化」が $52.1 \%$ と最も多く，次に「施設製品の販売先の拡充」が $40.8 \%$ となっていま す。

【一般就労に必要なこと】


【エ賃向上に必要なこと】


## （9）虐待防止について

－虐待防止対策の取組は，「虐待防止マニュアルの作成」が $70.4 \%$ で最も高 く，次いで「虐待防止連絡体制の整備」が $56.3 \%$ ，「虐待防止に係る外部研修への参加（職員への研修に位置づけるものを除く）」が $44.4 \%$ となってい ます。

【虐待防止対策の取組】


## （10）災害対策について

－災害対策の取組は，「災害発生時対応マニュアルの作成」が $73.9 \%$ で最も高く，次いで「定期的に避難訓練を実施」が $64.8 \%$ ，「緊急連絡網の作成」が 57．0\％となっています。

【災害対策の取組】


## （11）障がい者差別について

－合理的配慮を進めていくために必要なことは何ですかについては，「市民 や民間事業者に対して障害者差別解消法に関する周知•啓発を行う」が $76.8 \%$ で最も高く，次いで「障がい当事者を講師とした市民•民間事業者向 けの研修」が $43.0 \%$ ，「ヘルプマーク・ヘルプカードの周知•啓発」が $35.2 \%$ となっています。

【合理的配慮を進めていくために必要なこと】
$0 \% \quad 10 \% \quad 20 \% \quad 30 \% \quad 40 \% \quad 50 \% \quad 60 \% \quad 70 \% \quad 80 \%$
市民や民間事業者に対して障害者差別解消法に関する周知•啓発を行う


## 障がい福祉サービス等の概要

| 区 分 | サービスの内容 |
| :---: | :---: |
| 【訪問系サービス】 |  |
| 居宅介護 | ホームヘルパーが自宅を訪問して，入浴•排せつ・食事等の介護や，調理•洗濯•掃除等の家事援助，通院介助などを行うもの |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由などにより常に介護を必要とする方に対して，ホーム ヘルパーが自宅を訪問し，入浴•排せつ・食事などの介護や外出時におけ る移動中の介護を総合的に行うもの |
| 同行援護 | 重度の視覚障がいにより移動が困難な方が外出する際に同行し，移動に必要な情報の提供や，移動の援護のほか，外出中に必要な排せつ・食事 の介護などを行らもの |
| 行動援護 | 行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が，行動す る際に生じ得る危険を回避するために必要な援護，外出時における移動中の介護のほか，行動する際に必要な排せつ・食事の介護等を行うもの |
| 重度障がい者等包括支援 | 常に介護を必要とする方の中でも，特に介護の必要度が高い方に対して，居宅介護や重度訪問介護，同行援護，行動援護，生活介護，短期入所等 のサービスを包括的に提供するもの |


| 区 分 | サービスの内容 |
| :---: | :---: |
| 【日中活動系サービス】 |  |
| 生活介護 | 常に介護を必要とする方に対して，主に昼間において，障がい福祉サー ビス事業所への通所により，入浴•排せつ・食事等の介護，その他の日常生活上の支援を行うとともに，創作的活動•生産活動の機会を提供す るもの |
| 自立訓練（機能訓練） | 身体障がいのある方，又は難病を患っている方が自立した日常生活や社会生活ができるよう，障がい福祉サービス事業所への通所により，理学療法，作業療法その他のリハビリテーション等，身体機能の向上のため に必要な訓練を行うもの |
| 宿泊型自立訓練 | 知的障がい又は精神障がいのある方が自立した日常生活や社会生活が できるよう，障がい福祉サービス事業所へ宿泊しながら，家事等の日常生活能力を向上するための訓練，生活等に関する相談•助言などの支援 を行うもの |
| 自立訓練（生活訓練） | 知的障がい又は精神障がいのある方が自立した日常生活や社会生活が できるよう，障がい福祉サービス事業所への通所により，家事等の日常生活能力を向上するための訓練，生活等に関する相談•助言などの支援 を行らもの |
| 就労移行支援 | 一般企業等での就労を希望する障がいのある方に対して，生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて，就労に必要な知識や能力向上のため に必要な訓練，就労に関する相談や支援を行うもの |
| 就労継続支援（A型） | 一般企業等で就労することが困難な障がいのある方に対して，雇用契約 に基づく生産活動の機会の提供や，知識および能力の向上のために必要 な訓練などを行うもの |
| 就労継続支援（B型） | 一般企業等で就労することが困難な障がいのある方に対して，雇用契約 に基づかない生産活動などの機会の提供や，知識及び能力の向上のため に必要な訓練などを行うもの |
| 就労定着支援 | 就労移行支援等を利用し一般就労へ移行した障がい者に対して，相談等 を通じて就労面の課題を把握するとともに，課題解決に向けて，指導•助言等の支援や，企業や関係機関等との連絡調整を行うもの |
| 就労選択支援 ※令和7年10月1日開始予定 | 就労を希望する障がいのある方に対して，就労能力や適性を客観的に評価するとともに，本人の強みや課題を明らかにし，就労に当たって必要 な支援や配慮を整理する就労アセスメントの手法を活用することにより，本人の希望や適性等に合った就労先やサービスの選択を支援するもの |


| 区 分 | サービスの内容 |
| :---: | :---: |
| 【日中活動系サービス】 |  |
| 療養介護 | 病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のらち常に介護 を必要とする方に対して，病院で行われる機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行うもの ※このサービスは，医療機関において医療的ケアと併せて提供する |
| 短期入所 | 自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことが困難な場合に，障がいのある方が障がい者支援施設等に短期間入所し，入浴，排せつ，食事のほか，必要な介護を行らもの |
| 【居住系サービス】 |  |
| 自立生活援助 | 施設等から地域での一人暮らしに移行した障がいのある方に対して，一定期間，定期的な居宅訪問や随時の相談により日常生活における課題を把握し，必要な助言などの支援を行うもの |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 共同生活を営む住居（グループホーム）に入居する障がいのある方に対 して，主に夜間において，相談や，入浴•排せつ・食事の介護，その他 の日常生活上の援助を行うもの |
| 施設入所支援 | 施設に入所する障がいのある方に対して，主に夜間において，入浴•排 せつ・食事等の介護，生活等に関する相談•助言のほか，必要な日常生活上の支援を行うもの |
| 【相談支援系サービス】 |  |
| 計画相談支援 | 障がい福祉サービスを利用する障がい者に対し，障がい者の心身状況等 を勘案し，利用する障がい福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに，障がい福祉サービス等の利用状況を定期的に検証し， サービス等利用計画の見直しを行うもの |
| 地域移行支援 | 施設や病院等に長期入所•入院しており，地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする障がい者に対し，住居の確保や新生活の準備等 の支援，その他の地域生活に移行するための活動に関する相談等を行う もの |
| 地域定着支援 | 施設や病院等から地域生活に移行し，居宅において単身で生活する障が い者等に対し，常時の連絡体制を確保し，障がいの特性に起因して生じ た緊急の事態等に相談等を行うもの |


| 区分 | サービスの内容 |
| :---: | :---: |
| 児童発達支援 | 地域の障がいのある児童を通所させて，日常生活における基本的動作の指導，自活に必要な知識や技能の付与，又は集団生活 への適応のための訓練を行うもの，その他必要な支援を行らもの |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等により，外出することが著しく困難な障がい児 に対し，その居宅を訪問し，児童発達支援，又は放課後等デイ サービスと同様の支援を行うもの |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を現在利用中の障がい児，又は，今後利用する予定の障がい児が，保育所等における集団生活の適応のための専門的 な支援を必要とする場合に，訪問支援を実施することにより，保育所等の安定した利用を促進するもの |
| 放課後等デイサービス | 学校通学中の障がい児が，放課後や夏休みなどの長期休暇中に おいて，生活能力向上のための訓練等を継続的に提供すること により，学校教育と相まって障がい児の自立を促進するととも に，放課後等の居場所づくりを行うもの |
| 障がい児相談支援 | 障がい児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成し，給付決定後，事業者等と連絡調整等を行らとともに利用計画を作成するもの |

## 用 語 集

## 〔あ行】

## ○ I C T（アイシーティー）

Information \＆Communications Technology の略。情報通信技術のことで，具体的 な例としては，携帯電話やインターネットが挙げられる。

○アクセシブル
利用しやすいさま

## ○医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために，恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，喀痰吸引その他医療行為）を受けることが不可欠である児童

## ○インクルーシブ教育

多様性の尊重等の強化，障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度ま で発達させ，自由な社会に効果的に参加することを目的として，障がいのある人と障 がいのない人が共に学ぶこと

## ○インクルージョン

「包み込む」という意味を持ち，「包括」，「包容」などと訳される。

○エールU
8050 問題＊やひきこもりなど，子どもや高齢者，障がい者など，世代•分野を超え た困りごとを丸ごと受け止め，育児や介護，生活困窮などの様々な保健福祉サービス への橋渡し役を担う新たな機能
※ 8050 問題
80 代の親が 50 代の子どもの生活を支える問題のこと

## ONPO（エヌピーオー）

Non Profit Organizationの略。様々な社会貢献活動を行い，団体の構成員に対し，収益を分配することを目的としない団体の総称

○オーディオブック
書籍を朗読したものを録音した音声コンテンツの総称

## ○オンライン

インターネットなどの通信回線に接続されている状態のこと

## 〔か行〕

○ガイダンス
不慣れで事情のわからない者に対して，初歩的な説明をすることや手引き，そのた めの催しのこと

○ガイドブック
手引書のこと

○学習障がい（LD）
Learning Disorders またはLearning Disabilitiesの略。全般的な知的発達に遅 れはないのに，聞く，話す，読む，書く，計算する，推論するなどの特定の能力にお いて著しい困難がある状態

○カリキュラム
生徒•児童が学習するコースとして立てられた教育内容の系列，教育課程のこと

## ○勧奨

すすめること

○強度行動障がい
精神科的な診断（精神障がい・統合失調症等）ではなく，他害行為や自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態

○グループホーム
障がい等によって一般的な生活が困難な人たちが，専門のスタッフの支援によって一般住宅等で集団生活するもの

## ○ケアマネジメント

社会的ケアを必要とする人に対して，もつとも効果的でかつ効率的なサービスや資源を紹介，斡旋するとともに，サービスが有効利用されているかを継続的に評価する。

## ○合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的 な障壁を取り除くため，個々の障がい者から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思 の表明があった場合において，個別の状況に応じて講じられるべき便宜

## ○ヨミュニケーション

社会生活を営む人間が互いに意思や感情，思考を伝達し合うこと

○コーディネーター
ものごとを調整する役の人のこと

## 〔さ行〕

○サポーター
支持者，支援者，後援者などのこと

## ○サービス等利用計画

指定特定相談支援事業者が福祉サービス等の利用を希望する申請者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ，最も適切なサービスの組み合わせ等を検討し，作成するもの

## ○失語症

病気や事故などの様々な原因で脳が損傷されたために，「聞く」「話す」「読む」「書 く」という言葉の機能が低下した状態のこと

○自閉スペクトラム症（A S D）
Autism Spectrum Disorder の略。コミュニケーション・対人関係の困難とともに，強いこだわり・限られた興味を持つという特徴がある発達障がい。「スペクトラム」 とは，「連続している」という意味で，ASD には，自閉症•高機能自閉症・アスペルガ一症候群などが含まれる。

## ○障がい者週間

期間は，12月3日から12月9日まで。障がいのある人への関心と理解を深め，障 がいのある人の社会参加を促進する。

○情報アクセシビリティ
情報の利用のしやすさのこと

## ○小児慢性特定疾病

子どもの慢性的な病気のうち，治療に相当期間を要し，医療費の負担も高額となる ものは「小児慢性特定疾患」として，医療費の公費負担が行なわれている。

○スーパースマートシティ
100 年先も発展し続けるまちの姿「 N C C ※」を土台に，「地域共生社会」，「地域経済循環社会」，「脱炭素社会」の3つの社会が，「人」づくりの取組や「デジタル」技術の活用によって発展する「夢や希望がかなうまち」
※ NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）
中心市街地や駅周辺，産業や観光に魅力がある地域などを拠点として集約（コンパ クト化）し，それらを利便性の高い公共交通などで連携（ネットワーク化）した都市

## 〇スキルアップ

訓練や学習を通して自分の能力を高めること

## ○成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がいのある人，精神障がいのある人など，判断能力が十分でない成人の財産管理や契約，福祉サービスの利用契約，遺産分割協議などにつ いて，家庭裁判所によって選任された成年後見人が代理して行い，本人の権利を守 り生活を支援する制度

## ○ソーシャルワーカー

生活相談員の総称で，福祉や介護，医療，教育などの分野で問題や悩みを抱えてい る人の支援や援助を行ら職業

## 〔た行〕

○脱炭素社会
移動しやすく歩いて暮らせるNC Cや本市独自の「もったいない」のこころのもと，公共交通の利用などによる，脱炭素型ライフスタイルの推進や再生可能エネルギーの地産地消，森林保全などにより，「カーボンニュートラル」を実現し，100年先も輝き続けられる宇都宮を将来世代に残すことができる社会

## ○地域共生社会

制度•分野ごとの「縦割り」や「支え手」，「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し，人と人，人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで，一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに創っていく社会

## ○地域経済循環社会

女性や高齢者，障がい者，外国人など誰もが自分の力を最大限発揮することができ るとともに，地域の事業者の成長や地域内での消費•需要の拡大を図るほか，次世代産業の集積や起業支援，大谷やプロスポーツ等の地域資源の活用などにより，高い付加価値を創出し，人・モノ・情報の交流を N C C が促進することで，地域内において経済が循環する豊かな社会

## ○地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域において「介護」，「医療」，「予防」，「住まい」，「生活支援」 を一体的•継続的に提供するための仕組みや体制。利用者のニーズに応じた適切なサ ービスの提供や，入院•退院•在宅復帰を通じて切れ目ないサービスの提供を行う。

## ○注意欠如多動症（ADHD）

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略。不注意（物事に集中できない，忘れ物が多い），多動性（落ち着きがない，じっとしていられない），衝動性（突発的 な行動をとる，順番を守れない）などを特徴とする。脳の器質的または機能的障がい が原因とされる。年齢が上がるとともに多動の症状は減少するが，不注意と衝動性は成人になっても残る場合がある。

## ○デイジー図書（D A I S Y）

Digital Accessible Information Systemの略。「アクセシブルな情報システム」 と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格のこと。視覚障がい等により，普通の印刷物を読むことが困難な方々のために，カセットテープに代わるものとして開発され た。

ODV（ディーブイ）
Domestic Violence の略。配偶者や交際相手など親密な関係にある，またはあった者から振るわれる暴力

## 〔な行〕

○難病
難病の患者に対する医療等に関する法律では，「発病の機構が明らかでなく，かつ，治療方法が確立していない希少な疾病であって，当該疾病にかかることにより長期に わたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。

○ミーズ
要件•欲求•要求等

## ○ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを特別視せず，誰もが同等に生活できる社会を目指す考え方

○ネットワーク
網状のものを意味する英単度が語源であり，人やモノをつないで情報や資産等を互 いに共有し合っている状態のこと

## 〔は行〕

○バリアフリー
障がいのある人が社会生活の中で，障壁（バリア）となるものを除去すること

○PDCAサイクル
行動プロセスの枠組みのひとつ。公共分野において事業の円滑を推進するためのも のであり，Plan（計画），Do（実行），Check（確認），Action（行動）の 4 つで構成

○ブラウザ
Google Chrome やMicrosoft Edge，Safari など，インターネットを通して様々な We b ページを見るためのソフトウェアのこと

○ペアレント・トレーニング
子どもとのより良いかかわり方を学びながら，日常の子育ての困りごとを解消し，楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム

## ○ヘルパー

手助けする人，介護員，介助者等

○フォローアップ
特定の事柄を振り返り，物事の強化や確認をすること

## 〔ま行〕

○メタボリックシンドローム
内臓脂肪型肥満に加えて，高血糖，高血圧，脂質異常のうち， 2 つ以上あわせもつ た状態のこと

○盲ろう者
目（視覚）と耳（聴覚）の両方に障がいのある人

## 〔や行〕

## ○ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し，文化•言語•年齢•性別等の差異•障 がいの有無•能力にかかわらず，できるだけ多くの人が最初から利用しやすいように，製品や施設，環境などをデザインする考え方

## ［ら行〕

○ライフステージ
入学，卒業，就職，結婚，子の誕生，子供の独立，退職等，人生の節目ごとの段階

## ○理学療法士

ケガや病気などで身体に障がいのある人等に対して，座る・立つなどの基本動作能力の回復や維持，悪化の予防を目的に運動療法や物理療法などを用いて，自立した生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職
$\qquad$
○レガシー
次の時代に受け継がれていくもの

○レクリエーション
仕事や勉強などの疲れを癒すための休養や気晴し，また，そのために行われる活動

○上スパイト
在宅で介護している家族が息抜きや休息を取れるようサポートすること

## 用 語 集（法 律－計 画）

## 〔あ行〕

## ○医療的ケア児支援法

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」。医療的ケア児の健やか な成長を図るとともに，その家族の離職の防止に資することや安心して子どもを生み，育てることができる社会の実現に寄与することを目的とし，医療的ケア児の日常生活 や社会生活を社会全体で支援できるよう，国•地方公共団体，保育所•学校の設置者 の責務について定められている。

## 〔さ行〕

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とし ており，視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備やインターネットを利用したサ ービス提供体制を強化すること等が定められている。

## ○児童福祉法

児童の出生•育成が健やかであり，かつその生活が保障愛護されることを理念とし，児童保護のための禁止行為や児童福祉司•児童相談所•児童福祉施設などの諸制度に ついて定められている。

## ○障がい者活躍推進計画

障害者雇用促進法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき，国及び地方公共団体が障がい者である職員が有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進 に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう定める計画のこと

## ○障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し，基本的理念を定め，国等の責務を明らかにするとともに，障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することなどについて定められている。

## ○障害者虐待防止法

「障害者の虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がいの ある人に対する虐待の禁止，国等の責務，虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置，養護者に対する支援のための措置などについて定めら れている。

## ○障害者雇用促進法

「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ，障が いのある人が自立できる社会を築くことを目的とし，職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がい者の雇用の促進について定められている。

## ○障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消に関する法律」。国や自治体，民間事業者に対して，障がいを理由とする不当な差別を禁止し，障がいのある人が壁を感じずに生活できる よう，負担が過重でない場合は，「合理的配慮」を提供することを義務とすることな どについて定められている。（民間事業者の合理的配慮の提供は，令和 6 年 4 月から義務化された。）

○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法
全ての障がい者が，あらゆる分野の活動に参加するためには，情報の十分な取得利用•円滑な意思疎通が極めて重要であり，障がい者による情報の取得利用•意思疎通 に係る施策を総合的に推進し，共生社会の実現に資することを目的とし，障がいの種類•程度に応じた手段を選択できるようにすることや，障がい者でない者と同一内容 の情報を同一時点において取得できるようにすることなどが定められている。

## ○障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がい者への福祉サービスの基本的な部分は，地域社会における共生の実現に向けての理念のもと， この法に規定されており，障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援について定められている。

文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るこ とを目的とし，障がい者による文化芸術活動の推進について，障がいの有無にかかわ らず，文化芸術活動を鑑賞•参加•創造することができるよう，障がい者による文化芸術活動を幅広く促進すること等が定められている。

○障害者優先調達法
「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障が いのある人の自立の促進のため，公的機関が優先的に障がい者就労施設等からの物品 やサービスの調達を進めるために必要な措置が定められている。

私たちの住む社会は，今，高齢化や少子化などが進み，思いやりの心や人と人とのふれあいが， ますます大切になってきています。宇都宮市は，これからの新しい時代に向けて，
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し， ここに『福祉都市』を宣言します。

## 福祉都市宣言

宇都宮市は
赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを
持った人々など
すべての市民が
笑顔でことばを交わし健康でいきいきと暮らせる心のふれあう福祉のまちをつくります

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課

$$
\text { 〒 } 320-8540
$$

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL（O28）632－2353
FAX（O28）636－0398
E－mail u1904＠city．utsunomiya．tochigi．jp

宇都宮市子ども部子ども発達センター
〒 3 20－0 8 5 1
栃木県宇都宮市鶴田町970番地1
TEL（O28）647－4721
FAX（028）647－4715
E－mail u19040500＠city．utsunomiya．tochigi．jp

